

米沢古文書研究会双書

解説

米沢雑事

山王堂初雄

高橋敬一

高橋育子

凡例

- 1 本書は米沢図書館蔵の林泉文庫「米沢雑事」の解読である。
- 2 本書64ページによると、山田近房の「米沢雑事記」を相次いで写す際に不要と思われる部分を削除し、さらに付け足すなどされているもので、米沢大町渡部廣榮蔵書である。
- 3 内容は、家臣の逸話、鉄砲に関する事柄、火事、七家騒動など様々な話題が順不同で収録されている。
- 4 この解読は米沢図書館サポーター活動の一環として、(故)山王堂初雄、高橋敬一、高橋育子が行った。
- 5 目次項目タイトルは解読者が適宜つけたもので、必ずしも項目内容をすべて説明するものになっていない。
- 6 原本は米沢図書館デジタルライブラリーで閲覧できる。

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 〔寛文四年判物など〕 | 1 |
| 〔慶長十九年大坂の陣〕 | 2 |
| 〔杉原常陸親憲の事〕 | 3 |
| 〔白石城のこと〕 | 6 |
| 〔杉原常陸のこと〕 | 7 |
| 〔穴沢大阿弥のこと〕 | 8 |
| 〔手木悪右衛門か事〕 | 9 |
| 〔安原伝右衛門か事〕 | 10 |
| 〔元和元年正月十七日、新將軍秀忠公より御感状〕 | 10 |
| 〔若林源兵衛か事〕 | 11 |
| 〔佐田舎人か事〕 | 12 |
| 〔吉田源左衛門事〕 | 13 |
| 〔三瀨式部事〕 | 15 |
| 〔竹俣勘解由事〕 | 16 |
| 〔千坂安芸守事〕 | 16 |
| 〔綱憲家督〕 | 18 |
| 〔三之丸土手に松を植える〕 | 20 |
| 〔享保八年七月江戸武家人数〕 | 20 |
| 〔江戸の大火〕 | 21 |
| 〔上杉家の懇意の大名〕 | 23 |
| 〔貞享三年閏三月廿五日北谷地小路侍組吉江監物屋敷より出火〕 | 24 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 〔享保十七年宗憲江戸より下り之節野州作山川洪水〕 | 25 |
| 〔清水流鉄砲〕 | 25 |
| 〔鉄砲玉薬塩硝ハ白川岩城相馬より年々買上〕 | 26 |
| 〔鉄砲稽古法度之條々〕 | 28 |
| 〔天明二年正月廿一日より馬場において諸組鉄砲上覧〕 | 31 |
| 〔上覧鉄砲〕 | 31 |
| 〔遠丁の事拾匁筒より五十目筒まで〕 | 32 |
| 〔寛文之末、猪苗代組鉄砲に見物人多く集りあた打で壺人打れ死す〕 | 32 |
| 〔上覧鉄砲の立ち消え〕 | 33 |
| 〔桑山遠丁の節、二百目筒碎けて死す〕 | 34 |
| 〔慶長六年八月二十四日会津から米沢へ国替え〕 | 34 |
| 〔山上松原など直江の功績〕 | 35 |
| 〔半領は寛文四年六月六日〕 | 37 |
| 〔定勝代役〕 | 37 |
| 〔樋口四郎兵衛〕 | 37 |
| 〔幼少で家督し成長に上役儀知行とも下さる〕 | 38 |
| 〔鷹匠横目〕 | 38 |
| 〔金山のこと〕 | 38 |
| 〔松本甚三郎〕 | 39 |
| 〔七ツ蔵〕 | 39 |
| 〔六町市日〕 | 40 |
| 〔景勝、定勝の妻〕 | 40 |

| | |
|-------------------|----|
| 〔綱勝入部〕 | 41 |
| 〔長生きの者〕 | 42 |
| 〔杉山惣檢校の針〕 | 42 |
| 〔法音寺〕 | 43 |
| 〔禅林寺〕 | 43 |
| 〔広泰寺〕 | 43 |
| 〔関興庵〕 | 44 |
| 〔御堂召料〕 | 44 |
| 〔照陽寺〕 | 44 |
| 〔会津より移った時の生活の様子〕 | 44 |
| 〔火の用心廻り〕 | 45 |
| 〔北追廻馬場〕 | 45 |
| 〔馬上の面々毎月の役馬〕 | 46 |
| 〔笠屋三左衛門〕 | 46 |
| 〔地震のこと〕 | 47 |
| 〔宝永二年富士山噴火〕 | 47 |
| 〔風雪の死〕 | 48 |
| 〔寛八の大旱〕 | 48 |
| 〔元禄十二年八月十五日大風〕 | 48 |
| 〔元禄二年二月預地幕領直轄になる〕 | 49 |
| 〔米沢の大雪〕 | 49 |
| 〔袴を着ること、かつき〕 | 50 |

| | |
|-----------------------|----|
| 〔たばこのみの注意点〕 | 50 |
| 〔善行寺前の松を伐った時の惨事〕 | 50 |
| 〔寛文の末主水町西裏より出火〕 | 51 |
| 〔延宝の始主水町上東裏町より出火〕 | 51 |
| 〔天和二年十一月廿八日江戸麻布中屋敷類焼〕 | 51 |
| 〔庭おとり、辻おとりのこと〕 | 52 |
| 〔女中の参会へまれ也〕 | 52 |
| 〔寛文四年閏五月七日 綱勝逝去〕 | 53 |
| 〔上伊佐沢馬医の名人桑島のこと〕 | 53 |
| 〔大御所と景勝の出会い〕 | 54 |
| 〔米沢城、江戸屋敷の広さ〕 | 54 |
| 〔欲はおこりより起こる〕 | 55 |
| 〔天文五年と寛永十五年迄の合戦〕 | 55 |
| 〔うろこ屋敷〕 | 56 |
| 〔桜田屋舗ばけもの小屋〕 | 57 |
| 〔白炭のこと〕 | 57 |
| 〔手伝い普請のこと〕 | 57 |
| 〔石津七郎左衛門〕 | 61 |
| 〔享保十七年四月十七日桜田辺大火〕 | 62 |
| 〔竹を束て鉄砲の玉除〕 | 62 |
| 〔村山源助〕 | 62 |
| 〔医者〕 | 63 |

| | |
|------------------------------|----|
| 〔写本来歴のこと〕 | 64 |
| 〔末世の珍説〕 | 64 |
| 〔万治三年三月廿二日新町より出火〕 | 65 |
| 〔馬廻町ノ吉田作兵衛火元〕 | 65 |
| 〔文政七年四月十九日午之刻桐町より出火〕 | 65 |
| 〔文政七年五月十六日〕 | 67 |
| 〔文政七年八月一三日大雨〕 | 68 |
| 〔一文政十一年十一月月中下総国相馬郡で土中より黄金〕 | 69 |
| 〔殉死禁止〕 | 69 |
| 〔宝暦十三年二月八日森平右衛門殺害〕 | 69 |
| 〔安永元年二月廿九日行人坂大火・田沢からの木材伐り出し〕 | 71 |
| 〔手伝い〕 | 73 |
| 〔安永二年六月廿七日七家騒動〕 | 73 |
| 〔安永二年九月廿八日藁科立沢処罰〕 | 77 |
| 〔江戸表に七家騒動知らせ〕 | 78 |
| 〔市川美濃七家騒動に加わらず〕 | 78 |
| 〔天明三年浅間山噴火〕 | 78 |
| 〔文政一二年三月廿一日江戸大火〕 | 79 |
| 〔魔法使い〕 | 80 |

米沢雑事

〔寛文四年判物など〕

一於越後 謙信公御在世に大旱魃之節諸民是をなげき、山林神社を動し雨を祈りしかとも其印なし、太守被聞召、御秘蔵の来太郎国行の御太刀を御寝所に立置せられ、一首の御詠歌に

来太郎作によりしいふたちを

しちにおいたか一ふりもなし

と被遊しかハ忽ち大雨ふりしよし、一説にもよかりしと被遊候由

御判物之写

出羽国置賜郡貳百五拾七ヶ村、拾八万六千九百九拾石余、

陸奥国信夫郡六拾七ヶ村、四万八千五百三拾石余、

伊達郡八拾六ヶ村、六万四千四百七拾石余、

都合三十万石如前々宛行之訖、全可領知之状如件

寛文四年四月五日 御居判

米沢侍従とのへ

右者久世大和守殿より御奉書来ル、依之御 登城被成、辰之刻但御領知高辻都合三拾万石之御判形御黒書院におひて御直の上意、以後、酒井雅楽守殿被相渡候御頂戴右者、公方嚴有院様より蓮心様御代に被成下候御黒印

〔慶長十九年大坂の陣〕

一大御所家康公并新將軍秀忠公と大坂秀頼との御中御不快之事終に破れて、慶長十九年、大坂の城へ御発向、依之御当家にて同十月四日米沢御出馬有て江戸へ御登、同十六日大坂へ御発向、同廿三日城より三里前山の麓江御陣取、翌日又壱里半ほど御取寄、同廿六日鴨野表へ御攻寄御陣取、此節御当家へ御目附に八屋代越中守殿・安藤治右衛門御兩人なり、同日大坂より取手の堀切を百人計にて持候所を押はらひ候、則安藤子息志摩守高名あり、然るに城中より大將軍後藤又兵衛・木村長門守・渡部内蔵助弍万計にて備を出し、佐竹殿も御当家兩陣を目かけて押来る、此方よりの大將須田大炊、其外市川左衛門・色部長門・島津玄蕃・竹俣三河・新津内記・香坂四郎兵衛又直江山城守家中の兵とも足輕組頭懸向て数度のせり合い有、此時高名いたし候輩にハ須田大炊・北村茂助・

駒形太兵衛・遠藤加兵衛なり、討死の輩には市川左衛門・北条清右衛門・石坂新左衛門・上泉源五郎・大俣八左衛門此外にもあり、右之内市川左衛門ハ深手を負候ニ付て御暇被下罷下り候道中大津の宿にて死、市川家来青野治右衛門といふものハ慶長四年の頃関東より会津へ下り御当家へ御奉公を願ひ所縁有て、先市川を頼みて相扣ひ候へとも、其事不相調過行候て自然と市川家来と成て子孫今も青野治右衛門といふ、

右次右衛門事大坂陣の節左の眼へ鉄砲玉を打ちこまれ候へとも、彫出して其跡を療治して六十歳に余りて死す

一廿六日の二の切ハ安田上総并侍組の面々相扣ル、三ノ切ハ両御馬廻りの面々相扣ル

〔杉原常陸親憲の事〕

一右之合戦に取合半頃に直江山城守杉原常陸へ申されしハ、大和川の中嶋へ猪苗代組を引具して敵の方へ横矢を打懸候へと下知せられしかハ、心得候とて組中引つれて中嶋へ懸出候処に、蓬田逸兵衛・立岩内膳兩人瀬ふミの先陣とて一

文字に川中半分ほと乗込候や否、常陸猪苗代組を引くして中嶋へ渡り候へ者、味方の陣ハ手かたくそ見えし、然れとも佐竹殿の御陣場何となく騒ハかしけに見へ候処に、案のことく敗軍せしか者、常陸組中へ下知して曰、敵の足もとをうてうてと喚呼か走り廻る其時にハ責馬のことくに口より白淡をかミ出して下知する、其形勢ハ絵にかける鬼神のことし、此時の御加勢故に佐竹殿御陣場も立直り候よし、され共敗軍の節御家老塩井内膳を始として討死数多有之、

杉原常陸軍場へ望ての癖有り、物前へ出ぬ其内ハふるゑる事頻りなり、す者や敵近くなるとふるへもやミ、また例の白淡もかミいたさすして静りかへつて平常のことし、是諸人に替りたる事也と云り、扨人長ハ鴨居をこゆる時に鴨居へ額の当る事もあり、頭面ハ恰合ハつれに大にして、かほにハ黒大豆をちらしたるやうに黒子あり、常陸出生ハ享祿二十年甲寅年なり、去行ハ元和二酉辰年五月十三日なり、

大御所様と御同年にてまた死去も同年、月ハ只一月違ひ也、扨常々の願ひにハ君臣の御縁つきさる事ならハ

謙信公の御忌日にみまかり度ものなりと申せしかことくに、元和二年五月景勝

公江戸より御下り付て御向ひとして板谷宿まで相詰御目見之後頓死、此日十三日也、誠に数年の忠功合して末期二見へたり

一親憲はしめハ大関名字丹治なり、実父ハ大関阿波守丹治盛実といふ、関東より越後へ来り謙信公へ軍忠をつくし其子常陸介初ハ弥七といふ、阿波守家督を続き天正六年春日山に■籠景勝公へ軍功をつくし、天正十一年二月越中へ被遣、此節も忠功抽んじ候付て寺嶋民部左衛門所領一円要害共に下され、則城中二被指置、度々軍功に仍て杉原名跡と被仰候、景勝公慶長三年正月秀吉公の命に依て越後を転し会津へ御国替、常陸親憲ハ信夫郡福島之城代被仰付、此節伊達左京大夫正宗公兵士を出し福島之地民屋を少々放火いたせし時、常陸并福島に被差置候家士懸合て正宗の士卒を討取ル、依之敵相退き候趣常陸会津へ注進す、夫より問もなく福島之城より会津猪苗代之城代仰付られ、福島之城へハ本庄越前守重長、仙道大森の城より被遣、扱猪苗代へハ越後にて御呵りに罷成候ものとも御免有て常陸に御預被成候、然る処に慶長五年八月最上義光米沢の城を可攻の評議有之よし相聞ひ候に付て、直江山城守下知して水原常陸を最上へ打手につかハす、此節も軍功有、

右之通大坂まで数度の軍功無比類、死後にも靈驗有、瘡を病もの常陸墓所林泉寺の石塔へ紙小幡を立候へ者おこりおち候事今もあり

〔白石城のこと〕

一白石の城を正宗公に乗取られし故を聞に、慶長五年三月十三日謙信公式拾三年の御法事二付て、白石の城代甘粕備後御焼香のために会津へ罷越候節、次役登坂式部備後のため妹婿のよし留守役をいたし罷在候処に、仙台殿江返り忠をいたし白石の城をあげ渡し候よし、式部子孫今に仙台にあり、此年福嶋陣度々有之、正宗敗軍の節本陣をやふられて内幕外幕共に築川の城代須田大炊・本庄繁長兩人に取られて末代まで恥辱を残し給ふ、右の幕今に御当家御蔵に有、外幕ハ仙台殿家の紋幕ハ赤地の純子ニ七書の語を大文字に縫

慶長十五年十二月廿五日、將軍様桜田御屋敷へ御成被遊右の幕を御雪隠の前へ御はらせ被成候よし、其故ハ御取持に被為入候御方々ハ加賀中納言殿・毛利大膳太夫殿・仙台中將殿其外御小身衆ともに数多御出被成候内にも、正宗公への御つらあてに御後架幕ニ御はらせ被成候と地俗のはなしに申伝へ候、此事左も有へきか、加賀中納言殿へ御成之節御酒宴最中に正宗公立舞をまわせられ、其

地言にちいさこまひを見さいのさいのといふに、背をくぐめて舞給へは、利家公続ひて立まひ給ふ地言に、能登賀が越中三ヶ国を持ちたれば勢いほしいとおもハぬと舞給ふ、正宗すこすこと本座し給ふと也、

此事こし方物語にも記す、中納言殿せいちいさき大将にておわしまし候よし
〔杉原常陸のこと〕

一慶長十九年十二月十日、臣相国様御当家へ御内分二ハ、杉原常陸事異相のものにて殊更武具の出立はなやかなるよし被聞召上御覽可被遊旨被仰出、依之心懸仕候処に、何の御案内もなくして同十七日竹立の場へ急に被為成相国様御意にハ、常陸事甲冑のままにて罷出候様にと被仰出、其時の装束にハひをとしよろろひに赤地のにしきひたたれを着して働き出たる、其形勢諸人目をおとろかしける、御所様御覽被遊、常陸ハ聞及ひしよりも無双の勇士なり頼もしく被思召候と御直に御感被遊けるを、見る人聞人浦山さるハなし、此時歳を御尋被成候処に、御同年なる故一ツかくして六十一歳と申上る 御意にハ昔し齋藤別当実盛ハ六十に余りて軍場へ出るならハ鬢髪を墨ニ染て討死すへしといひしよりハ遙にこえたりと被仰、此時常陸ハ六拾二歳御同年なる故に一ツかくして六十

老歳と申上候由、十月廿六日大和川中嶋へ猪苗代組打渡りて敵陣へ横矢を射懸候人数の内に弐拾目筒打候ものへハ、御帰陣の上に新知四拾石宛被下候よし、又一説にハ下人老人ツ、召連候ものへも右同様ニ被下候よし、

常陸装束の事法跛を着したるよしハツヒハ僧衣也竹立の事案するに竹楯なるへし

愚老か家本五拾騎組金子氏のもの慶長十一年出生、故有て杉原常陸介へ出入致候に付て、折ふしの物語に今の世の人に杉原氏のやうなるすさまじき人相ハ、絵ならてハ見たる事もなしと語りしを聞侍る、仍て今弁慶と唱ふ

〔穴沢大阿弥のこと〕

一佐竹殿御陣場敗軍に、城方より穴沢大阿弥といふ長刀の上手大勢の中へかけ入と数十人を薙たをしてつかれけるにや、長刀を杖につき空嘯て立たる処に、御当家軍兵のうち与板組坂田采女鏝を以て大阿弥かたゝ中をつく、穴沢事ともせずして長刀取直して打はらふ、坂田ハ鏝を持ちながらとゝろひて倒れふす、大阿弥ハ長刀を捨て采女か上へのり上り、既にかうよと見へし処に、坂田か同組杉本伊賀是を助けんと鏝を以てはせ来る、穴沢ハ跡の杉本を氣遣ふて手元を

わすれ、坂田かのとわの上よりする処に、采女ハ夢の心地して上を見れば、大阿弥かのとわの下り所より首筋の白身見へしかハ、おほろなからも指通すよわる処をはね返して首を取立あかる、彼穴沢大阿弥か西国にて無双の長刀遣ひにて是に合ものなし、有時鎧の上手と出合て互に秘術つくして取合けるか、何とかして左の袖下へ鎧をつき込れてはつかしくおもひ、俄に剃髪して高野山へ引込りしを秀頼聞し召連て大阪の城へ御抱ひ被成候由

〔手木悪右衛門か事〕

一御当家御足輕に手木悪右衛門といふもの慶長十九年十月廿六日大乱之節、敵陣の内に只壺人紛れ居て除へき方もなきままに死人の中へうつふしに成て居たるを敵見付て、悪右衛門か上へ乗懸りて首を取らんとする、既にかうよと見へし処に敵方のもの声をかけ、死に首を取るハ見くるしき仕方なり見たるぞ、といわれて上なるもの立除ける、悪右衛門ハふしきなる命助りてあたりを見れば人もなし、起きあからんとすれハ首ほね折れて糸からくりの人形のことし、漸左の手にて頤をかかえ右の手にて刀を杖につひて本陣へ帰り疵を療治して終に

米沢へ帰りしとなり

〔安原伝右衛門か事〕

一五十騎組安原伝右衛門大阪陣中にて喉をかわかして水をもとめけれども及所に川もなし、方々尋ねありき漸く川のほとりに近付て底を見れば、岸高ふして手も届かず、いかかして汲取へきとあくんであたりを見れば、曝首有よることし、扱彼かうべを能く是を取、汲上て水をのむ、其あしハひ誠に甘露のことし、扱彼かうべを能く見れハ腐たる肉も少々残り、其時に成てくさき事よほもちもならず、凡人間の物きらひする事も平常の上にも有、飢渴に及んでハ汚穢ものも目に見へす鼻へもかきいれす

〔元和元年正月十七日、新將軍秀忠公より御感状〕

一元和元年正月十七日、新將軍秀忠公より御感状其上品々拝領の巻ハこし方物語に記す、右数人之内須田大炊事は御横目を始めとして御手廻りの御方々共に御取成有之故ニ御感状の表と云御太刀まで拝領、諸人うらやみ候事也、

右の御太刀ハ来国俊式尺五寸大出来もの也、何の頃ニ候哉御蔵へ入御不断指

の御腰物箱に有、但白さや

大阪一卷の事ハくわしく難波戦記に見へたり、又大阪進上返状ハ板行に有り

〔若林源兵衛か事〕

一寛永年中、定勝公御上洛の節、駿州と遠州の境大井川洪水にて嶋田・金谷両宿に滞留、往還のもの数千人也、此時仙台少将忠宗公被仰候て、此水の乾きおつるまで待へき事にあらず無二無三に渡るへし、とて其用意有之由を、定勝公聞召れて人に先をせられて跡川を越すへき事にあらず、つつけやもの共と被仰や否、其頃御秘蔵被成候北窓といふ名馬にめされて一文字に川へ乗こませ給へハ、供奉の面々も我おとらしと懸込ける、中にも御部屋住より被召仕候若林源兵衛御側に寄添奉り、たとひ天竺の流砂川成りとも此源兵衛附添奉る上ハ御心安く被思召候へとてこき行処に、川中過にてさかまく水つよふして既に御落馬と見へさせ給ふ処に、源兵衛右の手にて御腰を持上左の手にて御馬の口を取、難なく向ふ岸へかけあかりし形勢、ひとへに蜀の関羽か岩石川を越候に異ならず、此忠義に仍て御下向の上段々御取立被成下よし、右の名馬御直に北窓と御

名付被成候よし、ひかいらぬの心なり

〔佐田舎人か事〕

一寛永十四年、肥前の国、有馬春の城に耶蘇の類族とも相集て一揆を發し閉籠りしニ付て、国主をはしめとして数日責るといへとも要害堅固にして落へきやうなし、依之江戸より板倉内膳正殿を大将として軍奉行にハ石谷十蔵殿を被差向候へとも、城郭全ふして寄手の勢も責あくんで日を経る処に、江戸にての御沙汰にハ大名方へ加勢を可被仰付之よし相聞候ニ付て、諸家にては御油断なく取分定勝公は此事御苦勞に被思召て在番の諸士を殿中へ被召出、評定の上面々の存寄を申上候様にと被仰出、依之会合の上、取取の沙汰致候に多くハ御奉書到来候致候ハ、即刻に米沢へ被仰遣、跡に御かまひなく早々爰元を御出勢被成候ハ、米沢勢ハ大概大津・山科辺にてハ追付可申候、尤道の遅速御指繰の処ハ御思慮ニ可有御座候、舎人愚意の処ハ是より外に可申上様無之候と差切て申候を、物陰にて被聞召上候処へ、御用人衆御披露ニ罷出候へは、皆きて不及申、舎人か一言に極りたる事なりと御意被遊候由、爰を以翌年高畑城代佐藤甚助跡

役被仰付、

蛇頭出一寸於以知其長短、人以一言於其知賢愚

一正保二年、春夏の頃、龍町の市日に河井小路の方より被衣をかふりたる女鳴声を出して、只今仙台より大勢おし来り高畑の城を責落して火の手を上候とて叫ひけれハ、夫よりして郡中一同に騒動して、鑓長刀弓鉄砲にハ玉葉を込めて東をさして走り行ものも有、折節定勝公ハ御手廻りの御酒被下御酒宴の最中なりしか、此事を聞き召何事をさわくそ若きもの共、そも一城を責おとす事たやすく成かたき事也、おしつけ虚説知れへし、一盃のめと被仰否騒きもいつわりとなる聞き召れて、扱うそからさわきなり、たとひ実なりとても高畑にハ佐田舎人を置たれハ思ひもなき事成と被仰候よし、

右の虚説を申出し候もとを段々御吟味被成候へハ、御弓町に居候山本氏といふものニ相極り、改易に被仰付、然るに元禄年中、右末葉のもの御免被仰出、山本苗字御立被成下、此事委細ハ同町に居候林氏直に物語いたせしを承る、元禄年中、東寺町海応院より林泉寺江住職の和尚ハ右山本氏より被出候よし

〔吉田源左衛門事〕

一猪苗代組棚田武兵衛といふもの妻子を切殺して拾五匁筒の鉄砲に玉を二ツ込て居屋に取籠り候ニ付て、同組の面々屋敷の中へ押寄て困しかとも是に近付ものなし、此時五十人頭多功勘之丞目当をと吉田源左衛門に下知致しけれハ、少しも猶予せずして物かけへ廻り、水屋の壁を破りて内へ入、座敷間の暖簾を切りおとす所に何ものもなく外より声を懸て源左衛門能く仕課せよと呼や否、棚田鉄砲を放ち其玉一ツハ源左衛門か脇差の柄へ当る、此時源左衛門膝をつきながら棚田を片手打にして切倒す無比類手柄なり、

棚田か鉄砲に込し二ツ玉、一ツハ外方に扣ひたるものの股へ打込候、扱源左衛門ハからき命を生るのミならず御感状に新知百石拝領致し五十騎組へ被召加、又後年に御加増被成下式百石に成ル、人ハ運の盛んなる時ハ危き場をも遁る事あり、近江の国佐々木宣貞といふもの織田信長を討んとて其頃鉄砲の名人杉原禅定坊を頼んで同国伊吹山のみもとに忍ハせ、信長の通りをまち是をハ知らずして何心もなく通らせ給ふ処に、禅定坊鉄砲に二ツ玉を込てたゞ中を打、其玉信長の両袂下を打ぬきて御身にハ少しもさわらず、恙なくして終に武將に備ハリ給ふ、然とも御運のつきさせ給ふ時ハ無二と頼給ひし、惟任日向守かために

やミやミと討れさせ給ふ事、是皆運の時至らすとミへたり、吉田か手柄の時を相知れず、大概元和寛永の頃にても有しや

〔三瀧式部事〕

一隠居の願書指上候節、別紙を以て申上候趣ハ、郡代役・宰配頭・六人年寄三手より相勤候跡目の義、段々侍組へ被召加候、際限もなき御事二候、然者拙者跡目よりして元々へ被召返可然候と奉存候趣、一身の規模を持って申上候へ者深厚なる忠義御感被遊御褒美被成下申上候通ニ、式部跡目清兵衛ニハ御使番被仰付、其子兵内御中之間組被召加、又御使番被仰付、又六人年寄被仰付、其後御弟様御守役被仰付、相勤首尾よく隠居、其後清兵衛町奉行被仰付、積善之家必有餘慶、積悪之家必有余殃、

元禄年中、綱憲公御代、増上寺火の御役御勤被成候節、御方切の内に出火有之、其節兵内御中之間組にて、御先番にて増上寺へ相詰候へ者、御目附御出被成候て、弾正殿ハいかにと御尋被成候へハ、兵内御挨拶に疾に屋敷を出馬いたし候よし追付相詰可申とはからひて御返答仕候処に、間もなく御詰被成候付て右之趣申上候へハ、能そ量ひ候もの哉とて御ほうひ被成下候よし、此一言の忠義を

以、御下国の上に御使番被仰付候由、是又先祖積善の餘慶なるへし、

本名保科此時竹侯と改

〔竹侯勘解由事〕

一寛文四年、綱憲公御家督の歳、侍組より御守被仰付、江戸へ被召登在勤中、忠孝の品々難勝計行跡金鉄のことくにして礼義糺ふして人をなつけ、昼夜心をくたきて油断なし、仍て寛文時代諸家に七賢人といわれし中の二番目也、七賢人と唱し人々名本こし方物語に記す喜平次様毎朝の御目見明半時、朝御膳五時、夕御膳八時、御夜食暮半時、御鎮り五時、毎夜御近習へ御夜食被下候、御入料忝人分五匁ツ、懸り候よし、此入方延宝七御入部之節より少軽き方被成候へとも、天和二、十一月までハ江戸におひても被下候、

惣体鷹揚に相見へ申候

〔千坂安芸守事〕

一明暦三丁酉年正月十八日巳刻計に江府牛込より出火、夫より東北の方へ焼広かりて大名小路より浜手の方までになる、又同日申刻計に小石川新御鷹匠町より出火、東角の方へ扇子をひらきたることに焼広かり此時に七階の天守焼、御

天守奥海道七里前腰谷の宿より魚虎見へし程の高サなり、夫より西南の方へ焼
広かりて芝稻荷の社際にて火とまる、翌十九日糺町より出火、西南の方野辺に
て焼とまる、是にて江戸中残らす野原のとし、焼死のもの十万三千余任なる
といへり、然ルに御当家御屋敷のものともは福王寺八弥小もの壱人ならてハ行
衛しれす、殊更桜田御屋舗一軒残り候事前代未聞の奇特なり、是も十八日二度
目の火事天守七階炎上かの時焼失と沙汰せし事なり実と聞ハ

千坂安芸守深き思慮を以て内より火を付て類火の方に致せし候由、其故ハ、元
和六年、江戸御城廻り御普請御手伝被仰付、歳末まで御取懸り被成候へとも相
極らず、残り分ハ来春まで御差延に罷成候処に、元和七年二月、桜田御屋敷御
類焼に付て御在所への御暇被仰出、其上白銀三千貫目御拝領被成米沢へ御下り
の事を安芸存出し、今度御屋敷計相残り候てハ何様なる大御普請被仰付義も可
有之哉とそ了簡いたされ、右之通類火の沙汰に被相計候処、知恵の程こそたも
しけれ、始伊豆守若名ハ兵部後に諸太夫に被任伊豆守といふ、然ル処に松平伊
豆守殿御老中被仰付候ニ付て安芸守と改め、此節も諸大夫故御拝領三千貫とい
ふ沙汰アリ

一明曆三年正月十八日、二度目の大火に松平伊豆守殿御差図を以、御台様御座之間より御玄闔まで畳を一通りとらせて、夫を目当にいたし大勢の女中壺人も恙なく立除し事、伊豆殿知恵不淺と今の世までも語り伝へりとなり

〔綱憲家督〕

一綱憲公御家督被仰出候ハ寛文四年六月五日也、此日酒井雅楽守殿於御宅、御老中御連座にて被仰渡、稲葉美濃守殿・久世大和守殿・阿部豊後守殿

上杉播磨守遺領三十万石ノ内於米沢城辺十五万石養子三郎弍歳へ被下、今吉良上野介男子也、末期の養子大小共に雖不相立、兼て保科肥後守及上聞に候間如斯被仰付、依之、吉良若狭守・同上野介・畠山下総守・播磨守家来中條越前・千坂兵部・安田兵庫・沢根伊右衛門被召出被仰渡、右之人数御請申上相退候刻、御敷居一ツ越て沢根伊右衛門申上候様ハ、喜平次事成長仕相勤候節ハ奉願義も可有御座候間、其節御取成奉頼候と申上退、此事ハ諸家にてほふひ致候よし勘解由存慮にも、第一屋形様御安体、次にハ時を見合て御分領御安堵の処ハ沢根か一言に合して、終にハ成就せん事をハ心に隙もなし、ひとへに越の范蠡か忠にもおとるまし扱夏より秋まで折々の御慰ミにハ御坪へ被為出、土石を以て

城郭を築き、木偶人にて折々の防攻の術をなして其勝劣を御覽被遊て御慰ミとなる、是に御心をつくして御くたびれの御様子にも見へさせ給ふ御時ハ早速御座敷へ誘引奉りて、御くかひ御興に取扱ひ、又御酒宴などにて御氣の滞なきやうに其程々を見合て計られし心遣ハ尺寸のゆるミもなかりし、忠厚の程を諸家にてても広く知て、七賢人の二番目に唱しとなり

折節の物語り楠多門兵衛正成、河内国金剛山に楯籠り日本勢を敵に請て少しもひるまず、然とも無勢なるか故に藁人形を作りて大勢の見せかけ、若干の敵を亡したり、御当家おひてハ御分限に過たる御普代の大勢なれハ、人形のつる手によつて其中に一騎当千の者も有へし、楠正成ハ無勢なるゆへに藁人形にて勝利を得たり、況や人間におひておや、只遣ひやうの上手下手によるへしといわれしと名言なるべし、亦曰、謙信公折節の御意に、凡武士の剛弱ハ物にある事ハ知れ難し、去ながら平常律義なるものに剛強有と被仰候事兵法問答にも見へたりと語られけると也、追て書加と相見へ綱憲公御家督被仰出候節之事調ひしよへの略紙ニ左之通

此時屋代口三万石御預り被仰付、夫より元禄二年迄廿六年なり、然ル処に、元

禄二年二月十七日、大久保加賀守様へ御留守居町田作左衛門を被召出で、三万石御預り地被召上、是より今年寛保二年十一月十七日亦候御預りニ被仰付候、数年五十四年也、私二前の年数無覺束

〔三之丸土手に松を植える〕

一三ノ丸土手に松を植しハ、延宝貳年甲寅年春夏也、今元文五庚申迄六十七年になる、此節の奉行中条越前・安田兵庫兩人也、後に越中といふ御作事屋頭ハ降旗源右衛門也、此もの心付て中條用用の節申立候事か今も土手松ハ降旗か植しと申伝候、愚老前土手松、元文五年五月廿三日、まわりの尺を取見候処地本より六尺上の廻り六尺八寸有処によつて大なるも有へし、土手松次第にさかり候ニ付て、火よけ第一の用心になり要害ともにかね備ハリ候事、中条氏の忠心なり、又名言の品々も有り少々こし方物語に記す
功成り名遂て身退クハ天ノ道也、大名下久不可居、越のハンレイカ語にかなへり

〔享保八年七月江戸武家人数〕

一享保八癸卯七月江戸武家の外御改有人左之通

一江戸町数千六百七拾貳丁家数貳万八千五百軒吉原人数八千六百六拾壹人少女八百六拾壹人

一男女人数五十三万四千四百人内男二十二万五千七百人 三十万五千七百人

一出家二万六千九十七人山伏六千七十五人

一祢宜九百三人 一神子千七人合五拾六万五千四百八拾貳人

〔江戸の大火〕

一享保十七年、武州荏原郡江戸浅草観音社内にて太平記の評判を読んで毎日の業とするもの有、彼ものの講談の内に今ハ天下太平安樂世界なるといへとも、壹ツの大難にハ江戸度々の大火事也、明曆三正月十八十九の兩日三度の大火事ニ焼死のもの凡十万三千余人と云り、其後ハさほどの大火も無之処天和式年十一月廿八日十二月廿八日兩度の大火よりして度々の大騒きハ昔の兵乱に兵具の入らぬはかりに候、されハ去年四月十五日の大火に桜田辺諸家の御屋敷多くハ焼し、其中に

上杉弾正様御屋舗三方の御隣ハ不残燃候へとも、彼御屋敷はかり相残る事前代未聞の奇特也、此時弾正様いまた廿はかりの若大将にて被成御座候へとも、御

屋敷中を走廻らせ給ひて諸勢へ御下知被成候御様体ひとへに御先祖 謙信公と
信玄公と御取合の砌、麾を取て御下知被成候而武田勢を悉く追まくりたまふ御
勢ひに違ハせらるましきと、是を見たるもの余りに語り侍る、されハ君々た
れは臣々たり 上杉様の御家中ハ代々御普代にて、稀にも浪人ものなしと承る、
去程に雑夫に至るまでも志を一ツにして吹覆煙乱を大歎とおもひ詰めてふせき
とめし有様、鬼神を欺く仕方也、然は此書に有之元弘建武の大乱、其後代々の
合戦にも人と人との争ひなれハ互にはり合も有へき事なるに、是ハ大火を敵に
して武功を顕す仕方ハ強き相手也、爰を以大将と諸卒との大剛の程をしり給へ、
今ハ聴聞の御衆中にも定て 上杉様御屋敷衆も可有御座、此義ハいかか有事か
無事か右之講談ニ付誰か評判せし事を聞ニ、上杉家ハおされぬ事も有り、夜討
之節上野殿家来其場へつらを出し候分ハ皆以討殺され候処に、上杉家より左兵
衛殿へ被付置候ものの中只壱人敵五人に出合て相働らき、深手を負ひ半死半生
と成て漸く命助り、御目附衆へ委細申上其後左兵衛殿配所まで供して始終を見
届け米沢へ帰答なり

桜田大火之節危き処御遁被成候ニ付、御屋敷前往来するもの内に御門に向て

合掌して拝するものも有、或ハ御屋敷前の砂をつまみでいたたき海中するものも有、此故に日本橋に立候当りのものの落書に似たり四人の中に上杉殿ハ神仏に似たり

亦此節不思議有、井伊掃部殿御屋敷前井の縄西の方ハ御当家様、中ハ松平安芸殿、東ハ井伊殿、此三筋のつるべ縄、他家の二筋は焼て御当家様縄計り残りし事奇妙なり

〔上杉家の懇意の大名〕

一定勝公御代無二の御懇志の御方々左之通

佐竹修理太夫殿 蒲生下野守殿 南部山城守殿

佐竹殿ハ大阪陣之節敗軍の砌御救ひ有之故御二代共ニ御懇意被成候由也、依て御双方の御系図を御取通御覽被成候由、蒲生殿へ御懇意之故をしらす、於江戸御登城之節ハ御互に御手を取組せられて小児の雁行を学ひしことく被成候よし、会津四拾万石之領主也、廿五歳にて卒す、無嗣故断絶、南部殿へも御懇意行々御閑談御座候刻、山城守殿御咄に江戸上下之節ハ仙台の城下を相通候節ハ鉄砲の火縄へ火を付させて通事ニ候と御咄有之よし、右之御懇意の末を以、貞

享四年の春桜田へ南部殿御見廻被成、御取次のものへ被仰置候趣ハ、某儀今日在所江之御暇被仰出候、兼て御見舞致候義ハ無御座候へとも其昔し 弾正殿へ無二の御懇意致候処

播磨守殿御代よりしていつとなく御等閑に相成候、愚老義ハ八拾余歳に及び候得は江戸勤も此度までと存候、しかれハ昔を存出し御暇乞旁に参上致候、此御礼として御使者等被下候義ハ必らず以御無用存候と被仰置候よし

〔貞享三年閏三月廿五日北谷地小路侍組吉江監物屋敷より出火〕

一貞享三丙寅年閏三月廿五日昼時、北谷地小路侍組吉江監物屋敷より出火、折節辰巳風はけしく伊奈左門殿飯屋へ吹つけ本宅不残焼、失依之所々江飛火いたし東御三階上段の屋根へ付候火ハ御歩行組の高野弥五兵衛消之、依之亦 御堂の高軒端へ付候火ハ御馬添小貫喜捨消之、依之御褒美として兩人へ金子被成下候、此節之火事伊奈の火事といふ、火本ハ吉江なり、伊奈左門殿御代官也、加賀爪甲斐守と争論の事有、双方共二大名衆へ御預被 仰付延宝九年麻布御屋敷にて將軍宣下御祝之御能有、酒井雅樂守殿・稻葉美濃守殿・板倉内膳守殿・土井能登守殿此外御役人中御請扣御能最中ニ御評定所へ千坂兵部を被召出、伊奈

殿御預被 仰付、夫より四五日御屋敷ニ差置れ米沢へ遣ハさる 伊奈殿御免、
江戸へ帰参跡長屋江惣檢きやう弟子和田郡被指置盲人後にハ惣檢きやうに成ル
嶋浦といふ

〔享保十七年宗憲江戸より下り之節野州作山川洪水〕

一享保十七年宗憲公江戸より御下り之節野州作山川洪水にて御供の面々多く裸
に成て川を越しける中に、大小姓千坂多門御中之間組曾根五右衛門兩人計り御
駕籠をはなれす向ふの岸にあかる、是を御覽遊され御帰城之上御式台へ被召出、
御詞其上御酒被成下候なり

右之仕方に似たる事有、松平主殿殿江戸へ御下之節大井川洪水に付て御手廻り
のものとも裸に成て越ける中に、米沢浪人百束惣太夫壺人ハ腰からミまてにて
御駕籠をはなれす向の岸へあかる、主殿とのハ供勢之渡り終まで床机に召て御
覽有終に百束を被召出、御加増被下式百石に成ル、本知百五十石といふ話有、
河原にて加増珍敷事也

〔清水流鉄砲〕

一清水流鉄砲の根元ハ天正の始の頃にも有之哉、上方より唐人式部といふ鉄砲

之名人越後へ来り、岸和田流の師をする其節清水蔵之介弟造酒後に式部といふ弟子と成て一流不残相伝して会津米沢江移り、弥門弟数百人毎日相詰候て稽古す、直江山城是を賞す、糠山にて鉄砲有之節ハ式部出宅を門弟にしらせんか為に貝を吹き立候へ者其音を門弟とも聞候段々場所へ相詰候よし

式部弟子猪苗代組大津造酒といふもの稽古つものりて清水名字を相続致度段達て望しにより家業共に相伝ふ、造酒子勘十郎其子吉之丞家業ハ相応に勤しかとも馬鹿ものにて、諸所を放恣あるきて倒死となり、依之名字断絶す、然共流義ハ御捨不被成、門弟之内豊野弁右衛門・佐藤小一右衛門・山田伝次右衛門・山田源五右衛門江鉄砲之秘書を御預ヶ被成候、遠丁稽古打之節ハ頭取致候事

一御家中にて鉄砲の師ハ丸田九左衛門・清水式部・大熊兵衛代々也然ルに大熊役義はなれて御中之組へ入、古伝兵衛ハ他所より御抱ひ三百石被成下三代目伝兵衛家督之節御役放、其後御鉄砲大将被仰付式百石ニ成ル、四代目幼少御役はなれ成長之上是も中之間江入ル

〔鉄砲玉薬塩硝ハ白川岩城相馬より年々買上〕

一鉄砲玉薬御貯塩硝ハ白川岩城相馬より年々御買上、鉛ハ越後其外諸所より来

る、扱葉の拵ハ慶長九年之頃より四季のきらひもなく足輕廿人相定りて唐臼にて是をふむ事六月土用前までふみ切り拵ゆるなり、右の場所ハ三ノ丸南に薬蔵ハ今三ノ丸御殿の所也、三門梁に式十間此内に大桶いくらともなくならへ置其中へ詰入御かこひのよし、右奉行ハ鳥山修理相勤之、足輕ハ式人扶持三石宛被下、慶長九より寛永二年の頃まで廿余年怠る事なし鉄砲張ハ近江国吉川惣兵衛・和泉国境之もの杵右衛門兩人頭取其外ハ今鍛冶町に十人計有り、兩人江ハ知行式百石ツ、被下候よし鉄砲薬蔵寛永年中火事之節危しとて御廟の西へ移さる扱御軍用のために京都三条の御屋敷・江戸麻布御屋敷にも玉薬御かこひ被差置、其後麻布より白銀の御屋敷へ移さる、其外洛外勸修寺にも有之よし

白銀御屋敷被相渡候由来ハ桜田御屋敷西御門の向ふにいろこやしきといふて少き御屋敷有、此処御用にて御取上に相成り広小路となる、右之替地に白銀御屋敷相渡ル、依之近年まで白銀之事を新御屋敷と唱へ候然ルに天和二年十一月廿八日中屋敷御類焼の節より昼夜火事のさはき度々也、依て白銀の塩硝蔵を麻布御屋敷へ移さるへきよしにて、同年十二月晦日、足輕とも塩硝蔵へ入て薬の入候壺を掘り候へハ、其所鉄具当り火を打こくとく薬へ移り忽ち大火と成て土蔵を

吹破り候、音ハ雷のことし、されとも御殿へハ火かからず候故生善院様おつるさま共に恙なく御立除被成候、土蔵の瓦ハミちんと成て台所辺まで飛落候由、扱菓を掘り候足輕共ハ手足を打碎き枕木のことくニ成候由、不便なる次第也慶長時代の古帳を見るに、鉄砲菓の御囲ひ京都三条御屋敷また勸修寺にも被差置候由、彼勸修寺より三条へ移され一同ニ成と見えたり景勝公 定勝公御二代之内度々御上洛有り、伏見御上洛勸修寺御上洛三条御上洛と云り、伏見ハ太閤御治世の間成へし勸修寺といふ処ハ東山大仏の山陰にて山科海道の内也、則勸修寺大納言殿坐ハ此処に東山に出る道あり、今熊野へ参り夫方智積院の脇へ出る也

〔鉄砲稽古法度之條々〕

一師匠之教を能々入念を習覚初条より極意まで伝受して毛頭不可背其法度、不請師伝遠近も知らず菓積り推量にむさと打ものハ公界之参会にはなせましき事一鉄砲教候事其身ふかく思ひ入致執心、元より人もかいかい敷用に可達者にハ極意不殘可教、自然鼻肩のものとて役にも立間敷覚悟も不定鉄砲に執心ハ無之、軍役一通におもふものに極意まで教候ハ可為曲事

一 胴裏に入念能き法にて我と合覺て筒相當に秤目を覺あひ玉を拵可嗜、修練星前菓つもり可為自然事

一口菓いかにも念かるからず、おもからず、能き法に合雨にあひても不苦様にこしらへて物に入念を可致事

一 火繩我筒に合て、ふとからず、細からず立消のせぬやうにまた雨水に合ても役に立様ニ拵可持事

一 平常台金物に入念あちはひこわからず、さとからず能ほとニ拵可持、自然不嗜にして籠相に持候者急き筒を取返へし筒自分に嗜ものも一樣成とも無念ニ候はゝ為打間敷候事

一 組々の内にて互に直し直され磨き合て上手に成らんと可嗜、我ハ不器用にて悔りいやしめ不習わかものハ不及申、惣して役にも立かたく不心得成ものをハ急度組をはなつへし、いたつらに未熟なるもの隱置候ハ、組頭之義ハ不及申組中可為曲言事

一 公界晴業之時ハ其場にて借筒を以不可打、勿論秘藏の持筒親子にも不可借、就中種嶋可放成とも不可借事

一星打候時玉薬借引一切可停止、自然武前無扱処にては可依時宜、いかにも律義に可返弁之事、附口薬同前之事

一打物有時ハ星前人鳥獸によらす筒先を押あつると少も違ハぬやうしてあた打成ともはつれぬやうに可嗜事

一我薬をつきたりとも手をはなれす程へて打ハ、かるをさして二重つきを可入念、況や人に薬をつかせて其俣打事は率爾也、率爾故あやまちを仕出したらハ可行罪事

一口火計に立わたらぬ時と引金ハおちて口薬もたたぬ時の仕置いかにも静に筒先を空へなしたるままにして下に置、火皿を押しよく入念を筒先を空へなしたるままにて脇へより一時も片時も其俣居へし、さ様之所無念ならハ侍ハ改易以下之ものハ可為成敗事

一物を打時筒を顔にあつるといき合程拍子位を肝要に可嗜、すり上げ摺下し長ため見苦しき体公界晴業にハ中り候とも可嫌事

一公界にて打候時ハ上下共に二放より外不可打事

右慶長年中之御令條なり

〔天明二年正月廿一日より馬場において諸組鉄砲上覧〕

一天明二年正月廿一日より於馬場諸組鉄砲 上覧、此節五十騎先勤惣矢入西方次左衛門星双矢珍敷手柄なり

〔貞享元年頃大熊名左衛門、矩之御鉄砲より上覧まで双矢あて〕

一貞享元年の頃与板組大熊名左衛門矩之御鉄砲よりして 上覧まで始終共に双矢中也、無類なる手柄と諸人感し候也

〔延宝の始、赤金鑄筒の出来始に四拾目筒を打ち筒ミぢんに碎〕

一延宝の始与板組立岩次兵衛桑山にて遠丁之節、赤金鑄筒の出来始に四拾目筒を以打候へハ筒ミぢんに碎て半死半生と成ル、然れとも其時の仕方剛強にして終に平癒して鉄砲相勤候ニ付而御褒美として壱人半扶持被下落書

つついつつつやふれて立岩ハとらて

此時面筒のわれし大疵残りて有 けらしな壱人半扶持

〔上覧鉄砲〕

一定勝公御時代の頃か 上覧御鉄砲相勤しものの内式度迄立消三度目に口薬を

つき候節天井を見上て口薬をつきて打ならし其矢星に中ル、三度目に上を見候
二付、心ハ雪水候故忒度まで立消有しやと人に思ハせんか為成へし、是巧者な
る仕方也、又何れの御時代ニ候哉、五十騎組金子氏 上覽鉄砲之節引金を引と
も引とも落す、其時右之手を以て火挾をとらへ火皿へ押付立合しか星中打也、
是も人々感しけり

〔遠丁の事拾笥筒より五十目筒まで〕

一十丁寛文十二 三月四日御奉行所 一十三丁同十三四月四日御奉行前

一十丁延宝五 二月二日 同 一 同七年正月廿八日同

一十丁同八 二月八日綱憲公上覽 一六丁 元禄七正月晦日同

一十丁 宝永五 二月五日吉憲公上覽 一八丁 享保二二月八日同

一四丁 享保四 二月五日御奉行前寛文年中か桑山にて十八丁稽古打有之由

右者丸田・大熊・清水三流の門弟勤之場所、東郷桑山延宝八年元禄二二月十七

日御領被召上、同七年より私領にて有之由、又延宝年中十八丁場有之由不詳後

人能正之

〔寛文之末、猪苗代組鉄砲に見物人多く集りあた打で老人打れ死す〕

一寛文之末、林泉寺町裏にて猪苗代組鉄砲有之、見物人多く集り其中に免許町のもの兩人立ならひて居中にあた打にて老人打れ死す、老人ハ玉風にて西の方へ十間計ころひ倒れ伏す、漸く本生出て時を移し宿所へ帰ル、空打人小泉兵左衛門といふもの也

〔上覧鉄砲の立ち消え〕

一貞享元正月 上覧御鉄砲之節大野権兵衛三度まで立消二付、丸田九左衛門嫡子金左衛門、大野か側へ行鉄砲を取て権兵衛を引立、御殿の西南を廻りて仕組の場へ立帰り候へは、其辺へ居合候もの一度にとつと立のく、大野ハ不景氣にて宿へ帰る、二之立ハ御免にて打候事之由、又後年の上覧にハ双矢中也、怪我道の事昔宇津江氏此難に逢しと云伝る也、其後不届聞処に大野氏中興也、夫より与板組飯田茂左衛門・五十騎組水落五郎兵衛、御馬廻組土肥伝兵衛・猪苗代組小山左衛門段々有之五人也、矩之鉄砲にあた打致候もの打直し致させ候作法也、敵前にてあた打なりとも敵陣へ打込候時ハ心ならず高名たるへし、立消三度する事ハ玉菓をこめさる不心得成ル故也、爰を以越度成へし、第一に此事慎むへし慎むへし

〔桑山遠丁の節、二百目筒砕けて死す〕

一桑山遠丁之節、御馬廻組渡部五郎左衛門大筒砕死、私曰丸田九左衛門門弟朝岡弥七郎禪東院裏にて拾八丁遠丁之節新張立式百目筒砕け即死す、右弥七郎御扶持之もの二候処右故御知行二なる、是近来安永年中か往古ハ大筒五拾目筒迄にて無之、大熊には昔門弟関源五右衛門八拾目筒為張立打之、近来武永流中嶋等之新流有之、百目筒等何れも打候、しかしなから鉄砲重ミを以打事なれハ戦場の用ニハ不相立、依て能々教へし

〔慶長六年八月二十四日会津から米沢へ国替え〕

一慶長六年八月廿四日会津より米沢へ御国替之砌、御家中の輩住居所も無之、諸所に立入勝手勝手に片寄当日を暮しおわるものも有之、依之直江山城守下知して南原より段々東原まで町割あり、先南原ハ猪苗代町より笹野町後に新町出ル、石垣町・六十在家・山上二丁あり小国町・信濃町・中町・佐藤庄司町・窪町・岡本町・鉄砲町・御弓町数ヶ所之町何れも小身の輩を差置れ候

昔し道の勝手又ハ諸口の押也、南ハ会津口、山取ハ板谷口、東ハ仙台口、扱屋敷之間口広ければ隣へ遠し、裏ハ何程も手から次第に墾候へと被申渡、依之面

々勝手を以たとひやしき続きの外成とも見立候而年々田畠を耕す、此時耕料を運ふ役ハ妻子共へ申付、万事無油断仕方なり、去程に小身の輩何れか相続、御奉公仕事も偏に山城か智慮深き故也、依て見ひらきとて御年貢かろし、或時御城内に御普請有之節、山城守行懸り是を見るに其中に腰にはけこを付て繩のいほ結ひをして、其はしを切りはけこへ入ル、山城問ひけれハ其はし何にするそと問ひけれハ、是ハすたわらに用ひ候と答ふ、儉約至極なる仕方尤と感し即ほうひを与へ候よし、又其後普請を見候に繩遣する者中に腰にはけこを付て切はしを捨すに其中へ入れる、手元を見るに繩の費にもかまハす長々と切てはけこへいるるもの有、即時に申けるハ其方繩の遣ひ様を見るに先頃褒美とらせしものを羨みて学ひし迄にて繩の費にもかまわす切捨て候事大歎成ものとて、忽ち改易に被申付、御普請之節ハ足輕勤之処今ハ夫丸のわさと成ル

〔山上松原など直江の功績〕

一正保年中江戸より御目附御下り被成候節、山上松原を御覽有て御尋にハ、此松原は古来より要害の為に被立置候哉、と被仰候よし御案内の者答にハ、慶長年中直江山城守植置候新松原に御座候と申候へはさ候ハ、あらめと要害究竟の

所成と被思召候よし、又同所の大橋を渡候節、向ふに見ゆる森は何といふそと被尋候節、あの森ハ熊野林と申候、是も山城守植立候、と答候へは御兩人の中にも曾根三十郎殿取分け御褒美被成候よし

一太閤の御咄に智仁勇の三徳を兼備したる武士ハ当時上杉家にハ直江山城守、毛利家にハ小早川隆景、堀丹後守三人也と被仰候由

一山城守嫡子平八郎ハ於江戸、又平八郎姉ハ本多安房守に嫁し、居屋敷ハ今二本松・仙仁・福島・水野・本庄共に合五軒安房屋しき也、本多安房も前田慶次郎兩人共に加賀中納言殿従弟也、本多ハ終に加賀の国に歸て家老となる

一山城死去之後大小事共に御用の分ハ後室相計らひ候由、用人足高久七

一山城家元ハ樋口也、依て実名兼ハ樋口の通り字也、直江大和守嫡子与兵衛事ハ春日山の殿中にて森名左衛門に討れ子なき故与兵衛御家へ樋口内膳子与六を嫁して直江を立るよし

一山城他屋を立置候処を田屋町といふ、今も右同断也、又南原糠山辺にも御他屋林といふ所あり、是も同人他屋跡也と云り、右の場所へ櫓を揚て田畑を墾り候ものをはたらきを見て夫々に手当を申付候よし、館山筋ハ慶長頃まで下長井

への街道なりと云り、又爰を守らしむぬる山にて諸組矩之鉄砲有り、館山筋にてハ並松北のはつれより屋江山高かけの方まで六丁の立鉄砲有、其後寛文時代よりハ東郷桑山にて遠丁度々有、右三ヶ所共ニ何れも街道を弓手馬手にして何そ其為の稽古打なり

〔半領は寛文四年六月六日〕

一 御半領に被為成候ハ寛文四年六月六日なり

〔定勝代役〕

一定勝公御代定役と申ハ御勘定頭・角御蔵衆・御武具蔵・御小納戸此中に御勘定頭ハ二代切、其外ハ代々相勤候処、角御蔵衆高野九郎右衛門死去後跡役始めて五十騎組井上権右衛門被仰付、又鈴木九兵衛死去後跡目居成に被差置被下度旨願ひ、同役中共に申上候処 綱憲公思召にハ重き道具共取扱ひ役人代々其役場勤させ候儀ハ不宜、別人を申付へしと被仰出候よし

〔樋口四郎兵衛〕

一 慶長十九年大坂御陣之節、上村内膳五十騎組嫡子八九郎幼少故、姉婿樋口四郎兵衛御供仕、又御広間御番御作法に陣代相立へき一類も無之ものハ家来を以

て相勤る、当番之節ハ御広間の板縁に罷出ル

〔幼少で家督し成長に上役儀知行とも下さる〕

一綱勝公御代旅御作事組矢野与兵衛百石取、幼少にて家督仕候節被仰付候趣ハ、成長之上本の御役義相勤候ハ、其節本知御返し可被下候、夫迄ハ御扶持にて後代相立候様に被仰付、其ことく成長の上御役儀知行共無相違被成下、又五十騎組桜井孫兵衛百石取家督之節右同断ニ被仰付候処、成長いたし候ても御扶持之俣にて被差置、御生飯被仰付候得とも御擬不相替吉憲公御代願を以知行十五石被成下

〔鷹匠横目〕

一御鷹匠横目始て吉田次左衛門也、御馬廻とも有、又古帳に五十騎とも有、右跡役五十騎北沢孫右衛門其子伝内御鷹匠之外ニ塩野村・中田村二ヶ所之御鳥屋取扱被仰付、此節までハ御扶持方何某相勤ル、中田ハ元禄年中に止、北沢代五十騎古藤新右衛門右代清水才右衛門相勤ル

〔金山のこと〕

一日本にて金銀掘出し帝へ捧し初ハ奥州金華山なり、此時の歌に君か代の久し

かるへきためしに八道のく山にこかね花咲、依之奥州の金とハ申伝へし也、寛永年中にハ最上野辺沢・米沢にてハ萩の金山大盛也、此時萩の金山十七両替と云り、其後延宝の頃より会津領桧原の山中に金出て廿余年ほど大盛也、是も今ハなし

〔松本甚三郎〕

一元禄の初頃まで大町札の辻西北の角に松本甚三郎といふ町人有、此屋敷に御吹屋とて金銀を吹出す、諸々の金掘りとも山出しの金を爰へ持来りて吹出すなり、今ハなし

〔七ツ蔵〕

一御城西御門前を今も七ツ蔵といふて御蔵とも有之処、然ルに寛永代にも有しや火災の御用心にて諸所町はつれ五ヶ所へ別かる、御代官笹生・増子預りハ御廟のうら、寺嶋蔵ハ信夫町、安部蔵ハ銅屋町、小嶋蔵ハ鍛冶町うらへ移さる、是を御代官蔵といふ、右之外ニ町蔵とて左之通福田町蔵、御免町小野惣右衛門預、川井小路蔵、立町蔵、関村樋口次郎右衛門

後に吉井忠右衛門も

預り、大町蔵より諸給人江御借米出ル、三ヶ所蔵止む、長町蔵江集ル

〔六町市日〕

六町市日、但名計りニて今市町年中無之極月の

年越しの市計り有り

粗町新町共 朔日・六日・十六日・廿六日・廿一日

下 上

東町 二日・七日・十二日・十七日・廿二日

柳町 三日・十日・十三日・廿日・廿三日

立町 四日・十一日・十五日・廿七日・晦日
検断代々丹六右衛門

大町 五日・九日・十九日・廿五日・廿九日

南町 八日・十四日・十八日・廿四日・廿八日
右同断山田清右衛門

〔景勝、定勝の妻〕

一景勝公御簾中様ハ越後におひて武田勝頼の御妹也、又四辻大納言殿御姫君ハ米沢へ御入輿御男子御誕生後 定勝公と奉称、定勝公御簾中様ハ古松平信濃守殿姫君此腹に御女子御三人有、御一女は信濃守殿の御嫡子丹後守殿へ御入輿、

御子有、御二女ハ松平飛驒守殿へ御入輿、御子なしといふ、後に隱柴様、御妹
おかめ様御入輿、御子なくして御遠行、御法名法泉院殿と奉唱、丹後守様へ被
為入候姫君ハ御料人様と奉申、其唱ハ越方物語りに記す略す、右御傳役ハ五十
騎西海枝造酒勤ル、御嫡子信濃守殿奉申、隱柴様御為にハ御甥也、御一生御孝
義難勝計

一鍋嶋御前様御遠行の後、近江大納言様御家老齋藤下野守娘おせんとの米沢へ
御下り後に生善院様と申、此御腹に御男子徳松君と奉申御早世、御次男喜平次
様後播磨守様綱勝公と奉申、おさん様吉良上野介殿此御腹におつる様松平薩摩
守殿へ御入輿、白金御屋敷にて御遠行、御舎弟吉良三郎殿御早世、また上野介
殿御嫡子三郎様御二歳之時御当家御相続、喜平次様と奉申也、御くり様酒井主
膳殿へ御入輿、御子なくして御遠行、又御妹津輕采女守殿へ御縁定までまで采
女殿死去、故に大炊御門大納言様へ御婚禮、御子有、今の大納言様也、吉良畠
山ハ往古よりの御縁家也

〔綱勝入部〕

一延宝七年六月八日、綱勝公御入部、同年十月頃か、安田兵庫宅へ御成なり此

節千坂兵部祖母被召出御目見へ、其上鳩の杖拝領、兵部祖母觀善院百歳なり

〔長生きの者〕

一御城下にて当時長命今村藤右衛門九拾貳歳也、若きものとも藤右衛門へ申様ハ長命の養生も有之候哉と尋候へは、答にハ各藤右衛門ことに長命いたされたきハ何とそ五十まで死なぬやうに用心したまへ、凡人間ハ五十歳まで何とか命つつき候へは末ハさして養生なくとも飢食物に心を付候へは自然と無病になり候、と語りし也、此藤右衛門より二代ともに是跡ハ前書に有之略す也

〔杉山惣檢校の針〕

一当所にて病人の針を用ひし事昔より有来りしといふとも寛文の頃まで其業をするもの四五人ならてなし、扱彼の針を見るにふとさ絹糸紡錘に似たり、又小槌を以て打込事半過まで也、今は金銀の針細き事物縫の糸のことし、此針を工ミ出せし元祖ハ杉山惣檢校なり

一当国にも數十人捻針するものハ杉山弟子、御当方へ御物成被成候盲人兩人なり、壱人ハ山檢校、白金御屋敷に被差置生善様付、又壱人ハ和田郡後島浦勾当又檢校後に檢校也

〔法音寺〕

一定勝公御代法音寺の住職ハ何に法印又地俗の唱にハ関法主旨の法音寺申右御代に御部屋住より被召仕候関氏の弟也、扱盲法音寺と唱ひし事ハ御堂御開帳之節如来の御膚を採奉るよし、夫より両眼くらミ三間敷を行人の顔色も見へかねよし、此坊閑居之節山上村普門院開基なり、盆中ニ成候へは公被仰事有、十五日にハ例のことく法音寺にて酔に似たる濁り酒を出して法印むさき手を以て盃を押へて三盃三盃といふて強られこまつたよと御笑らひ被遊候を正に承ると時代の咄を聞侍る

〔禅林寺〕

一禅林寺今ハ法泉寺といふ文殊堂有、盤打軒といふ

〔広泰寺〕

一北寺町広泰寺於越後忠厚の故有、依之時の執事より御証文又ハ拝領の香箱にも有 謙信公佐渡を御攻被遊候節、三郡の守護羽茂湯上沢根三人御手に付候、御和睦の御使彼僧相勤ル、其節ハ転輪寺の弟子也、此内羽茂ハ御手に不属故に攻亡さる

〔関興庵〕

一北寺町関興庵ハ一年 定勝公御学文之御師を致し候よりして又御抱ひ針坊主
応天院自見庵両寺へ御扶持被下、門前に被差置候事ハ 謙信公清浄の御着用物
仕立候役僧也、然る処に寛文始方ハ応天院白痴一卷ニ付て退転、其後ハ自見庵
老人役に成なり、七月十三日より十五日まで御聖靈棚へ昼夜相勤る

〔御堂召料〕

一御堂御廟參の御召料ハ御長持棹へ入て御小納戸御呉服の間にあり、右の役寺
正月七日於此所御目見有、御在所の年は御堂御召白御小袖壺ツ拝領

〔照陽寺〕

一南寺町照陽寺ハ管領憲政公御牌有故元禄年中御靈殿御建立、其上御供料金御
寄附年々有る

〔会津より移った時の生活の様子〕

一慶長時代の老人衆物語を聞に、会津より御引移り被遊候砌、十余年の程ハ五
十騎町の家々戸立具もなし、出入の戸口にハ簀戸を立又あかりをうくるひらき
にほけかうしにすたれを懸て、風をふせく秋に成りて紙衣澁紙を拵へ候に板戸

とてもなし、依て田町の入口西南の角に清来院といふ寺より板戸を借て是を段々町内中にて用ひしと也、又有人の方へ会津にて懇志なる友たち二三人夜話に尋来る、亭主内所より焼火のもへさしを持って申様にハ、会津の俣にて今まで御出合も無之候へハ御互の顔を此火にて見可申とて、もへさしを振あけて互に顔と顔とを見て昔を語り出し慰ミけるとなり、今の世に出合候人々こそ仕合なれ、然れば物の不足ハ何かなれ、わひしき事を悲しむへからず

〔火の用心廻り〕

一正保慶安の頃までも有しか、土手夜行とて南町出張、志駄やしき前土手きわに廻勤役のもの小屋之内に相集り昼夜其時を定て御城下を廻候節、火の用心御用心と高声に呼ハリ町々を廻り候よし、何頃よりか此事止ミ、三手平馬上の役と成て足輕六人棒を持って先に立て火の用心と呼ハリ昼夜に三度ツ、廻ル御半知後ハ又物頭役と成又諸祭礼之節御横目も平式百石の役也、是も御半知より平百石の役と成ル、今八十人頭の役也、正宝の頃迄十人頭ハ百石取勤之

〔北追廻馬場〕

一北追廻馬場ハ慶長十七年人見卜齊頭取にて普請有、長サ三丁追廻しの土手に

松柳桜を植ル、西北の方に四本懸り有、侍組兩御馬廻り御知行御手明自身之働仕候よし、馬場の長サ二丁五反有と云、然に追廻しの間合を入れて三丁なるへし
〔馬上の面々毎月の役馬〕

一馬上の面々毎月の役馬四月より九月まで其手其手の町内にて有侍組ハ主水町御馬廻ハ馬場町、五十騎ハかつら町との五十キ町なり与板ハやしる町なり、其手頭々辺々の櫓の下に座して是を見ル

〔笠屋三左衛門〕

一万治年中の頃江戸にて座を立て居候笠屋三左衛門といふ舞師当国へ下り、立町に座を立、毎日見物群集する事夥し、役者の内におかつといふ若き女装束色々にして舞事絵にかく天女のごとし、鼓大小笛太鼓男女の仕方其面白さ手に持たる物をとしても覚へぬ程の事也、今の世にも是をおかつか舞といふ、さて明日の番付を町々をふれ廻るにハ暮方より太鼓を打て明日おかつか舞ハ何と何とと高声にふれ廻り賑々敷事也と云り、笠屋ハ江戸の座を立候もの也、当国へ下候故ハ隠芝御口入を以也といふ、將軍の舞師ハ幸君といふ、右二流を米沢にて学ひ候もの左之通

富所 八郎兵衛

平家四座流のうたひ幸若笠屋流 南方 林 与惣兵衛

舞 丸山無兵衛

金子太郎兵衛

〔地震のこと〕

一昔より大地震度有之といふ共、正に其時に逢し人の物語に慶長十九年十一月の地震に地のわれたる切くちの処を二十三歳の童とも集りて向ふの岸へ飛はね候を見るに、片足はねにして飛なからはね候へとも飛付事も有り、両足はねにてハ成兼候よし、又寛永二十年にも大地震有て愚老覚へ候てハ、延宝五年九月頃か所によつて山も崩れ候よし、又元禄十五年江戸大地震ハ慶長十九年以來なしと申候

〔宝永二年富士山噴火〕

一宝永二年富士山中段焼崩れ、近国へ砂ふり候事おひたし、依て取除の御普請御入方諸国へ高割に懸ル、此時山の中段に出候こふを宝永山といふ、落書あしからや灸をするかのふちさんか

氣を引下す下のゆたかさ、此時下ハ

くたひれ申候

〔風雪の死〕

一雪国にてハ風雪に逢ふて死するもの年々に有、依て在々にて心得たるものハ、
わらのはかまをやわらかにもみ、ふくりをよく包ミて出る、是にて死を逃れ候
事を聞侍る、又上戸ハ酒を呑へし、惣して空腹にならざる様に食事に心得へし

〔寛八の大旱〕

一当所にて寛八の大旱七月十三日水と申伝たる事有、七月十三日事年号記し置
す

〔元禄十二年八月十五日大風〕

一八月十五日夜の風といふハ元禄十二年八月十五夜暮方より風吹出し終夜の
大風近代無之よし、大木古木を吹倒し家々の大破おひたし、翌朝になりてわる
くさきにほひ有、此時北海の沙汰を聞に、最酒田浜より撰州大坂へ出米の米舟
風難を遁れしハ御当家様計り也と云り、其故ハ船頭巧者成ものにて十五日の早
朝に天の氣をミテ海上の波濤を考ミて、今夜は大風発るへし、早く能登の間へ

舟をつなくへしとて、急しを乗つれたる友舟の舟方のものとも何をさへくそ今日
の天氣の替るへきや静にやれとて、小歌などにて驚く氣色なき也、去れとも
米沢舟ハ梶をはやめて能登浦の間へ乗込、碇をおろし四方の氣をミて居たる処
に俄に風発て大風となる、既に三筋の碇二筋まで切て危くミへしかとも、船頭
舳さきへ漸く立あかりて勢州の方へ向、精誠を尽し祈りしかハ一筋の碇全くし
て大難を遁れ其上穀物までも損失なく大坂の岸へ着し事ふしきなれ

〔元禄二年二月預地幕領直轄になる〕

一元禄二年二月十七日大久保賀加守殿 御当家様御留守居町田作左衛門を被召
出、諸家より願ニ付御領所御預三万石被召上候由被仰、然ル処元禄の中頃にも
有しや御馬廻組山田次郎左衛門於市場御領所の百姓と口論之上切殺し、依て江
戸御沙汰と成て喧嘩双方と相済、次郎左衛門米沢にて切腹被仰付、御代官御横
目出る、又享保年中御厩方福地弥平太赤湯街道にて御領所のもの乗打致ニ付切
殺す、依て江戸御沙汰と成被為召登、御吟味之上福地別儀なく罷下ル

〔米沢の大雪〕

一御当地の大雪ふり候事愚老覚へしハ延宝八・元禄五・宝永五也、其度毎にた

めし見るに、七ツ蔵筋中間町を通るものゝ足もとを三四丁南の方より是をミレハ、屋根のむねを渡ることく也、又東寺町極楽寺北の小路を通るもの西をミレハ遠山古志田の脇近くミゆる也

〔袴を着ること、かつき〕

一延宝年中の頃まで二三丁の間人行来をいたし候に、大方ハ脇差計袴などを着るものハ稀なり、然ルにいつとなく刀をさして少しの事にも袴を着る、女の歩行をみるに夏ハ菅笠冬ハ袖帽子にて、かつきをかふるもの稀なり

〔たばこのみの注意点〕

一宝永年中の頃山上村の百姓荷物を負ひ、たはこ呑なから行けるか石につまつきてうつふしになる、其きせる耳の脇へつらぬきしか半死半生と成ル、漸く宿へ帰り疵を療治して元のことに成ル、惣してたはこのむものハ火の用心を始としてか様の事にも心得へし

〔善行寺前の松を伐った時の惨事〕

一宝永年中の頃か代官町片町善行寺一向宗門前の松を伐せし時、杣取の者率爾に木の本を飛さりていふ様ハ、見物の人々早く除たまへ怪我有へしとてさわき

しかハ、皆々遁去候処に南条氏の子滞て怪我除兼候所へ松を懸て半死半生と成、漸命計助り候へとも一生かたわと成て数年経て病死す、杣取の者心得あり、木をきる時に其木の枝へからす飛付候へハ、かならずけか有事山人の云伝也

〔寛文の末主水町西裏より出火〕

一寛文の末主水町西裏御小納戸組小嶋氏宅より出火出き、風はしくて土手際菅名氏の宅へ吹付夫より南町南北残らす東ハ伊豆との町・紺屋町、又北ハ東町さかひまひ焼る

〔延宝の始主水町上東裏町より出火〕

一延宝の始主水町上東裏町御厩方梅沢氏宅より出火、其辺少々焼て夫より土手を越て東町裏神明御社炎上す、同所の東小林万右衛門といふ検断類焼、夫より東南北へひろかりて東ハ福田さかひ丁切を越て、備中橋の東明神の御宮炎上、又北ハ大町頭東町より十間程焼ル、夫より柳町頭より免許町頭まで同断

〔天和二年十一月廿八日江戸麻布中屋敷類焼〕

一天和二年十一月廿八日江戸麻布御中屋敷御類焼、火本ハ川田か窪といふ処より出火夫より赤坂紀州様御屋敷焼失、其火二十一丁を飛越て麻布大御殿御書院

の屋根へ火付、風はけしき故に内の方へ焼ひろかり御座敷へ煙■す、右御殿延宝元年より御普請はじまりて同六年の春御成就御入方六万両といふ、江戸にて式番ともさからぬ御殿といふ、此節までハ諸大名へ定火消の御役も無之、其時様子次第御奉書火消といふ御作法有、何方よりか相知候ニ付屋根へ登り候数百人のもの共をおろし御屋敷前にて勢揃有最中御書院の北屋根へ火付其辺に残りしものとしてハ御泊組川上平左衛門といふものなど漸三四人ならてハ是をふせく人なし、殊更風強して内へ吹けれハ大火と成ル

〔庭おとり、辻おとりのこと〕

一慶長六年会津より米沢へ御移被成候翌年七月より古例之通庭おとり、辻おとりおこたらず、天和二年まで有之処に御中屋敷御類焼ニ付て初て御俚約被仰出、天和三年よりして踊相止ミ、近年町方にて少々おとりの様成事有之候へとも夜中ハなし、右天二迄之踊ハ庭おとり、辻おとりに居あまりて老人立の行列して町々をわたる、南の手ハ御馬廻、西ハ五十騎・与板方其外諸組よりおもひおもひニ相集り種々の品々を拵持出るおひたゝしき事也

〔女中の参会ハまれ也〕

一町内にて親類ハ各別、隣家なりとも女中の参会ハまれ也、年始又ハ吉凶にて
届事有之節ハ、大方ハ下女を以取通し候、扱同士の寄合等にてハ一汁二菜、酒
の肴二三種にて夜々の様に打寄有、咄にハ越後時代の事よりして大阪陣の一巻
なり、是を聞人も見たる心地する其席に愚老なども十二三歳の頃末座にて承之

〔寛文四年閏五月七日 綱勝逝去〕

一寛文四年閏五月七日 綱勝公御逝去、同月朔日御登城御帰りに鍛冶橋吉良殿
江被為入候節、御茶一帖被召上候処、御気色にさわり夫方次第におもらせ給ひ
終に隠れさせ給ひしと也

〔上伊佐沢馬医の名人桑島のこと〕

一上伊佐沢東の北際に桑島館とて有之、往昔正宗領知之節家来桑嶋丹後守とい
ふ、馬医の名人此処に住す、或時小出舟渡しを通りし時川原にて落馬を見て蘇
生の氣有とて何時捨たると問ふ、昨夜中捨たるといふ、されハこそ迎針を立る
や否身ふるひして嘶立あかる、是を見る人目を驚しけり、漢朝より本朝へ馬医
の始ハ桑嶋氏也と云り、其門流の中にも丹後ハ末流成と云り延宝末方伊佐沢之
ものニ出合物語を愚老聞侍ル、実の云伝也

〔大御所と景勝の出会い〕

一慶長の頃か大御所様御城廻り被成候節、井伊掃部守殿屋敷辺にて不図 景勝公御出会有り 御双方共二頭巾を召けるか、公ハ被為脱御一札有、御所様にハ御顔に手を御懸被成候而、半分ほど脱給ふ御双方御立懸り被成ながら暫く御物語あり、御供の面々是を見奉て其時の御様躰を子孫へ語り聞せ侍る

〔米沢城、江戸屋敷の広さ〕

米沢御城内

八拾七間 乾ノ角より丑寅ノ角迄七拾七間 丑ノ角方辰巳ノ角迄八拾九間

巽ノ角方未申之角迄八拾壹間 未申ノ角方戌亥之角迄

坪数六千九百五拾貳間 城郭の門ハ不及申諸屋敷の門共ニ衣裳之前を合せたる

ことくに右前に立るもの也

一二ノ御丸百六十七間戌亥ノ丑寅の角迄 貳百拾三間丑寅方辰巳ノ角迄

百八十間 辰巳方未申ノ角迄 百九拾八間未申方戌亥ノ角迄

一江戸桜田御屋敷 六拾壹間三尺東 七拾七間三尺西

百五拾八間貳尺南 百六拾間北

一麻布御中屋鋪 八拾參間貳尺東 七拾七間三尺西

百五拾八間南 百六拾間北

一白金御下屋敷 六拾六間西 六拾壹間三尺貳寸南

六拾壹間五分一厘 北 白金御屋敷の事ハ延宝の頃まで

ハ新御屋敷と云

一浜御屋敷 坪數五百十二坪半

右御屋敷守御扶持方又三手御扶持取より相勤候處、宝永年中のより先年より被
差置候大坂屋久兵衛壹人ニ成ル

〔欲はおこりより起こる〕

一欲ハおこり方起り忿りハ慢心よりおこり殃ハ貧家よりおこり火難ハ小家より
おこり一切の罪科ハ不仕よりおこると古き諺にいへり

〔天文五年方寛永十五年迄の合戦〕

天文五年方寛永十五年迄合戦貳拾四ヶ度左之通

一信州海野口 天文五年 一甲州葦崎 天文七年 一信州川中島 永禄四
年

一下総嶋野台 永祿七年 一江州柿(姉)川 永祿十二年 一遠州味方ヶ原

元龜三年

一參州長篠 天正三年 一備中高松 天正十年 一江州静ヶ嶽 天正十

年

一山州本能寺 天正十年六月二日 一信州■田 天正十二年 一尾州小牧 天

正十三年

一伊予金子 天正十二年 一相州小田原 天正十九年 一奥州九戸 天正十

九年

一薩州陣 天正十五年 一撰州大坂 慶長十九年元和元年落城 一肥前有馬春

寛永十五年

一濃州関ヶ原 慶長五年

ノ

「うろこ屋敷」

一桜田御屋敷西御門の向ふうろこやしきといふ有、諸家へ屋敷を御渡之節御当
家の御屋敷と成、明暦三年正月江戸大火之砌右御屋敷被召上、其跡広小路と成、

御代地白金にて渡ル、是を新御屋敷といふ、其後いつとなく白金御屋敷と申也

〔桜田屋鋪ばけもの小屋〕

一寛文之末五十キ方御使番中野市兵衛百日番転にて江戸へ罷登、乱心して切腹致し候、其代りに与板方御使番渋谷弥兵衛罷登、同小屋にて是も切腹致候二付而、彼小屋をはけもの小屋と名付、可住ものなし、右小屋ハ路地門の向ふ也、桜田御屋敷馬場通り南長屋と有り

〔白炭のこと〕

一綱勝公江戸御定詰之頃、千坂安芸守諸番所へ被申渡候様ハ、冬季に至り火鉢の火ハ不及申、たはこの火入成とも白炭を留置可差出と被申付、是ハ何の用ニ入候哉と人々あやしミ候、炭へらぬ儉約なり、昔北条時頼の御母義あかりしやうしを切張にいたさせられしと同也

〔手伝い普請のこと〕

御代々御普請御手伝左之通 太閤御代除之

一慶長十一年十月御城廻御普請御当家伊達右京大夫正宗、蒲生飛驒守氏郷、佐竹左京大夫義宣、最上出羽守義光、堀久太郎秀治、溝口伯耆守秀勝、村上周防

守義明、其外關八州の人夫を以御城の天守并石垣御堀等の御手伝被仰付、御当
家にハ桜田御門并同所御囲ひの分石垣等まで御手伝、翌十二年六月上旬相極ル

奉行 次奉行 御賄方

直江山城守 甘粕備後 山田喜右衛門

平林藏人 窪田源右衛門

一慶長十四年四月上旬より諸国の人夫を以常州海上より江戸への船入御普請被
仰付、御当家よりも人夫被差出、右御組合秋田城之助実季、酒井日向守名能同
年八月中相極ル奉行大峽太郎右衛門 尻高左京 石坂新左衛門 御賄方 篠井
弥七郎

一慶長十九年四月中より越後高田之城御普請御手伝被仰付、御組合ハ伊達左京
太夫、松平筑前守、松平下野守、最上出羽守、真田伊豆守、村山周防守、溝口
伯耆守、仙石越前守、南部信濃守、人夫被指出ル奉行 黒金上野 次役嶋田庄
左衛門 賄方吉見次右衛門

一元和六年二月五日江戸御城辺石垣御普請諸大名へ被仰付、右の場所西の丸石
垣、桜田より和田倉まで石垣、根石共ニ御門升形十三ヶ所、石垣外郭の惣堀鷺

橋より清水御門之際まで御堀浚、右場所の内御当家より人夫被差出、同年十二月末方先人夫を引退、来春相残ル分御勤可被成と被仰付候処ニ、同七年正月廿三日桜田郭御類焼ニ付従 秀忠公 景勝公へ銀子三百貫目御拝領、隨而御普請相残分御免被仰出、御奉書御到来也

惣奉行黒金孫左衛門 次奉行嶋田庄左衛門 同坂次郎右衛門 同庄次郎 賄方
吉見次右衛門

一元和六年三月中より寛永六年二月中迄の御普請相残分段々御手伝被仰付候、御当家御組合八人、松平式部少輔、仙石越前守、水谷伊勢守、松平周防守、西口若狭守、丹羽五郎左衛門、松平孫三郎、加藤式部少輔

惣奉行 次奉行

黒金孫左衛門 嶋田庄左衛門 荏戸九郎兵衛 国分左馬之助

坂次郎右衛門 坂庄次郎 賄方 吉見次右衛門

一寛永一三年正月中江戸四谷通り御普請御手伝被 仰付、三月朔日より始ル、御当家にてハ壱番式丁場、市谷土橋より伊賀町土橋迄御堀浚、同年七月中旬に相極ル、但シ外ニ御大名六家有之候へとも略之

惣奉行 竹俣三河 香坂四郎兵衛 千坂采女 小奉行 歌川源左衛門

小奉行 坂次郎右衛門 荏戸九郎兵衛 町田作右衛門 賄方安部馬之助

一慶安二年八月五日より江戸御城外郭石垣御普請御手伝諸家へ被仰付、綱勝公

御請取場所老ツ橋御門、神田橋此間之石垣、田安御門脇石垣まで御手伝被仰付

惣奉行市川土佐 次奉行荏戸九郎兵衛 桜井弥右衛門 大河原忠右衛門 鈴木

清兵衛

但右之外諸役人両人数米沢方罷登候へとも無用事ニ付都而是を略す

一慶安三年正月十一日方西之丸除土御普請始り、三月十一日相究ル同十四日御

城へ被召出安部豊後守殿御普請ニ付大儀仕候ニ付被申渡、拝領物左之通

御小袖三御胴服老ツ銀子五拾枚 黒川右衛門

右同断 千坂兵部

御小袖三御胴服老銀子三拾枚 市川土佐

右同断 荏戸九郎兵衛

右同断 桜井弥右衛門

右御普請ニ付屋形方三月十五日於 御前土佐江御刀拝領被仰付

右右衛門兵部義八別而御普請二不相加候二付無其義

一元禄十七年正月廿二日御城廻石垣御手伝御普請被仰出

惣奉行 後奉行

次役

御用人

中條兵部 市川孫次郎 関原原八右衛門 野本忠左衛門

御留守居 片桐六郎左衛門 右之外諸役人又御諸家御大名御合役等略之

武藤清右衛門

一享保十八年江戸御堀浚御普請御手伝被仰出候

頭取竹俣兵庫 次奉行本庄善左衛門 元ノ役莅戸九郎兵衛 下役倉崎七左衛門

小嶋茂左衛門 角 武左衛門

前同断諸役人等略之

〔石津七郎左衛門〕

一綱勝公御代於江戸大工之名人石津七郎左衛門といふもの知行百石被下御抱被成、或時申様にハ武道具之内今捨りたる矢除の楯にて候御当当家様御蔵にハ可有御座と申二付御尋させ被成候へとも無之、よつて石津か工匠を以楯を制作して上覧に入るゝ人々弥敷事ニ存候、しかるに西国方にてハ近年までも不捨とミ

へたり、其故ハ美作津山少将御家来三浦八右衛門といふもの愚老従弟聳にて宝永五年江戸におひて我等方へ尋来候、堅物通しの鍮白さや壱筋持参いたしおくり候、かの鍛冶ハ備中の国の楯すり也、鍮を打事上手にして西国方にて多く之を用ひ、家業の本ハ楯摺也

〔享保十七年四月十七日桜田辺大火〕

一享保十七年四月十七日桜田辺大火の節、御屋敷ハふしき成を以残ル、同十八年さらかひ御普請被 仰出、大分御物入有之を以明暦三年江戸中大火に御屋敷計相残り候を千坂安芸知恵にて内より火を付て類火にいたせし事ハ爰にて思ひ当りしと也

〔竹を束て鉄砲の玉除〕

一弘治・永祿の頃種ヶ嶋より鉄砲といふもの渡りてたとへに云、矢も楯もたまらず、是よりして竹楯といふて竹を束て鉄砲の玉除とする、大坂両度の陣専用之 御当家にてハたかたばといふ

〔村山源助〕

一定勝公御代に村山源助何時となく発向して奢いやましけるを、時之郡代池田

八兵衛これをしつめんと、有時村山を招き異見いたし候へハ、一向に不用、剩へ過言を申けるによつて池田腰の物を抜て一打に切懸候処に源助立除て門外さして逃行を見て、小姓鶉瀨盛之助続て追懸脇差を抜て手裏劔に打掛る、其手深くして終に死す、依て跡断絶す、後年苗字立池田ハ御役御免百騎組へ返る、

〔医者〕

慶安二年之帳に左之通

一三百石有壁道察 一同山岸道叔 一同多治見運松

一貳百石長谷川市兵衛此ものハ劔刀の目利者也 寛保年中迄源右衛門と申候

目利者也、市兵衛跡なり

多治見ハ針立也、蓮心様御代京都より御抱江戸定詰

一貳百石 中條玄休 一同有壁道是 一佐野玄誉齊 直江山城守祈禱所

明鏡院故有之

定勝公御側法体被仰付、跡大小姓大膳二被下由、于時慶安三年七月

一貳百石佐野宗益小児医師年号不知

右者綱憲公御幼少之節盤宗悦之弟子御抱、故有て後年御暇

一御扶持飯田幽間二代目忠林代々知行百石被下

一百石大原休閑唐物道具の目利者数寄橋之河岸方出ル、二代目休伝御暇

一百石石津七郎右衛門大工之名人、右飯田・大原・石津共綱憲公御代

〔写本来歴のこと〕

此本ハ元文五年山田多七近房之直筆之書有之也、北条市之進元局写之、三本嘉左衛門方敏借請写之、其節無用の雑話除之のよし、文政五年極月三本氏より徒然の餘り借請、火燵にて老眼誠々かりに写之、米藩雑事と計有之を我又改る雑事記と号す、老筆誠に見苦敷、他見不可有之事

文政五年極月

山吉氏盛秀

〔末世の玆説〕

従是末世の玆説ともを老筆を以留置候もの也

一寛永十七年二月廿三日千坂兵部屋敷より出火、三ノ丸通りより主水町御城北諸土屋敷、大町、河井小路、柳町、免許町、東寺町、今町、花沢迄同廿七日御守町より出火式拾七間、三月朔日鷹匠町方出火拾軒計り、同三日館山より出火

式拾七軒計り、同八日南谷地小路方出火拾軒計り、同八日立山下町より出火拾軒計り、同十一日谷地小路方出火五六軒、同十九日御城北中間町方出火十軒計り、同廿二日東寺町方出火百姓町迄、同廿四日平林蔵人居宅出火
ゞ拾度此節御家中残少ニなる

〔万治三年三月廿二日新町より出火〕

一万治三年三月廿二日未之刻より新町方出火、烈風にて龍町式百七軒、鍛冶町七拾軒、河井小路百九軒、地番匠町五拾三軒、新桶屋町三拾三軒、北寺町不残
ゞ五百三拾壹軒、飛火ニにて九拾貳軒

〔馬廻町ノ吉田作兵衛火元〕

一同廿三日甲之刻より御馬廻町ノ吉田作兵衛火元にて御馬廻町、南町百四拾軒、紺屋町七拾五軒、千坂兵部屋敷五百五拾六軒、右兩度二千八拾七軒、
右者小鷹又左衛門方より借請爰に記す

〔文政七年四月十九日午之刻糶町より出火〕

文政七年四月十九日午之刻糶町より出火

一千拾貳軒 家数

七拾九軒 諸士

貳拾七軒 寺

拾壹軒 修驗 但シ下も川原ニ有之行人也

七百人拾八軒 町家

五軒 百姓家

七拾貳軒 穢多

貳拾九軒 乞食

ノ

一三拾壹 堂

一三百壹 土蔵

一貳百九拾八 物置小屋

一壹ソ外張番組鍛冶町作事屋支配鉄砲町清野伊勢家来 町家備靱蔵

一同 村備靱蔵

一六人 五拾八高橋善右衛門 貳拾四神原弥五郎 四拾貳宮本次郎兵衛 焼死

五桐町喜三郎娘しゆん 桐町森佐太郎組 六拾八 満吉

四拾壹久次郎後家

右之外に

一三ツ 収納米蔵

一壺ツ 右役場

一式ツ 蠟打立所

一同 右役場

一四ツ 右物置蔵

一五ツ 右物置所

一式ツ 右番所

一三ツ 義倉備糶倉

〆千六百六拾六棟

右者町々方御届書之写也

〔文政七年五月十六日〕

文政七五月十六日

右焼失に付御手当として早刻御賄町家へハ三日の間被成下、穢多へハ五日被成

下、外に玄米壹俵ツ、是ハ定例被成下、此度之大火ニ付為御惠金子三兩ツ、是ハ無利足十年賦ニ被御借渡し、外ニ柱細木三拾本ツ、被成下之、右材木古志田村の御林、成嶋屋子山、南ノ松原所々より松木御伐立にて被成下候処、四方本余材木ニ付御家中諸士一統へ持届御手伝御頼ミ被仰付、高家衆より以下迄御手伝武芸所并御代官所へ持届候事、但焼失無之町家のもの共も追々御手伝に罷出ル

〔文政七年八月一三日大雨〕

一同年八月十三日より昼夜大雨にて、同十五日大洪水ニ付田畑諸々川欠橋々皆以流失、流死式人、牛馬式疋、右ニ付川除御普請人足御手伝相成丈ケ三手より申立候処、追々御家中一統御手伝相始ル、侍組より諸組谷地川原、石垣川除一統罷出、御城下一向宗御手伝ニ出候事、町家のものも今町川原極楽寺裏へ御手伝出ル、当年如何なる悪年にや、火難水難両度の大難 上の御物入大惣なる義奉痛候事也

但大火焼のものへ之御手伝之義、焼失のものハ不申及、一統御惠之程難有、泪を流し隣国にても恐入て難有奉感候事

〔一 文政十一年十一月中下総国相馬郡で土中より黄金〕

一文政十一年十一月中御簾本松平隼人知行所下総国相馬郡吉田村百姓孫右衛門構之内へ、此度井を掘候処、土中より黄金棒金九千本出候ニ付、其段公事方大勘定奉行曾我豊後守殿御役所へ訴出候処、右黄金不残公儀へ御取上に相成、右孫右衛門へ新規に五百石被成下、永代郷士被仰付、地頭松平隼人へ是迄持高千貳百石の処新規千五百石ニ被仰付候

但シ孫右衛門住居之地ハ結城七郎城跡のよし、此処より掘出候棒金九千本、惣勿方ニシテ壹万八百九貫目有之、当時之通用金ニ積り凡貳百九拾七万両余ニ相当ル、文政十二年二月上旬写之

右者此書立虚実未相分候事

〔殉死禁止〕

一 殉死御制禁者寛文三年五月三日、万石以上大名惣登城之上被仰出候事

〔宝曆十三年二月八日森平右衛門殺害〕

一 宝曆十三年二月八日の夜、森平右衛門二ノ御丸御殿御用座敷へ呼出し千坂対馬・色部修理・芋川縫殿・江戸御家老竹俣美作右四人相揃平右衛門是迄之御政

事姦佞を以不取量之数ヶ条を以、其席におひて討果す、美作儀者先達て重貞公供奉江戸へ罷登居候処御用下り之由にて七日に下着、用人弍百石にて相勤居候処、同役登坂庄左衛門・風巻清左衛門と申合御小姓福王寺八弥出頭、我俣二付言分いたし候上手込めに致候二付、無調法となつて右三人共ニ改易被仰付、家財欠処遠在へ被遣、押籠被仰付候処、無程追々被召出、其後知行直に相成り右平右衛門ハ侍組森専右衛門弟にて三右衛門といふ、御扶持にて与板二番組罷在候処、享保廿一年五月中 重貞公御部屋住之節、御小姓被仰付候処、其身才知人にすくれ、其上邪智之もの二付、公の御氣に入詰り御小姓迄なり、御知行四百石まで御加増して出頭第一の者にて御一円の惣御政事取量ひ、姦曲奢なる事甚敷時に、竹俣美作重定公江ハ御沙汰なしとひそかに江戸より罷下り、御家老中と密談之上、右之通取行、早速江戸表へ罷登公江披露申上ル、右二付罷登候面々御家老芋川正令・江戸御家老竹俣美作当綱・侍頭鮎貝本庄大和職重・駿河守様御家老本庄権左衛門範長、右之面々参府令言上、首尾能相濟罷下、且又平右衛門討候翌朝家屋敷御取上門塀垣破却大槌を以、苗字断絶嫡子平太八歳一類山下嘉内宅におひて困入被 仰付、平右衛門妻一類預無御構、但家元山下へ引

取ル後平太成人之上牢屋敷におひて困入ニ成ル

附平右衛門古今稀なる佞姦の者にて平右衛門御政事取量に付て御家中諸士へ人別錢をかけ、皆以己か奢として居をかさり、居屋敷ハ表裏引通しなり、今の本庄波門・坂次郎右衛門屋敷也、最早御家中難相立体相成候処、竹俣美作大忠信の一心を以、本文のこたく取量候事也、平右衛門事ハ諸々に他屋を構へ、又大庄屋といふものを立、在々をもかすめ候事也、其内に遠山の甚六、赤湯村平兵衛右兩人ハ猶以平右衛門威光を以我俥此上もなき悪るもの也、平右衛門亡落ニ付平兵衛ハ所成敗、甚六事ハ追放被仰付候也、又曰吉井忠右衛門・寺嶋権右衛門・五十嵐伊惣右衛門より寺嶋権内、平右衛門時代御用金差上段々立身して知行御与板組ニ相成処其後一度元々江被返候而町医並処又三手入して与板組ニ相成候事、根元素より町人也

〔安永元年二月廿九日行人坂大火・田沢からの木材伐り出し〕

一安永元年二月廿九日昼巳下刻、江戸目黒行人坂より出火、白銀台町麻布鷲ノ森古川仙台坂新一本松雑色藪下十番永坂狸穴飯倉片市兵衛町溜池辺一円焼失、其火虎御門ノ内ニ飛入りて大名屋敷ニ火移り郭内一面に焼上ル、又麻布古川仙

台坂の火新堀川飛越し森元町に火移り夫より土器町西久保切通永井町愛宕下辺残らず焼払ふ、其火郭内に飛移り虎御門の火と一所に成り西南風烈しく桜田御門、和田倉御門、神田橋筋違下谷本郷池端上野山内寺院方谷中辺一円に焼失す、千住大橋に至て焼止る、和田倉御門橋焼落死するもの數百人、目付并御矢倉焼落武家屋敷凡五百余家數凡六百三十餘、寺院二百五十餘、牢焼亡す、翌日東北の風となり筋違本郷の火烧戻り本通町日本橋辺悉く焼失す、三月朔日に至て火消たり、此度焼死するもの幾千万といふ數を知らず、御城ハ御本丸及西丸共ニ恙なし、明曆已來の大火也と云伝ふ

右大火之節当御屋敷の義も御類焼なり、御家中一統此義を奉承知候上は何れに成行事かと心痛ミいたし候事言語述難し、御殿御普請御用材御伐立為御登相成候ニ付、五十騎より御伺申立候者、此度江戸御殿御普請御用材御伐立之由、依之右材木山出し御手伝仕度由随而何事によらず当節之義御座候間賤義なりとも御手伝仕度旨申立候処真切なる申出御満足ニ被思召候段、依て御請被遊候旨御濟口有之候上、此度田沢村塩地平入にて檜五葉松等御伐立ニ付、会津領江之山出し御手伝被仰付、但千坂対馬殿於御宅五十騎組六拾人被仰付、是御手伝のは

じめ也、其節愚老も罷越候処塩じ平の人家より三里有之候、誠に以存之外なる難所にて氣のよハひ面々ハ病氣申立候而逃帰り候ニ付而、会津領入多付と申越候、当方より運ひ候材木何方にて請取運ひ申候、去ながら会津領の材木運ひハ心安き事ニ付、山を下りニ持運ひ候ニ付て心安く御座候、此方山を登りニ持運ひ事ニ候而甚以大惣なる事ニ御座候、我々とも罷越候六拾人之内四五拾才計のもの御座候処、一切埒明不申ものに御座候、戦場同前にて強氣次第にて年寄なと申事一切聞入用ひ候ものなどハ無之事にて、右材木ハ会津の津川を流、越後江流し遣し候て、新潟より舟渡にして大廻しを乗り江戸御浜屋敷へ着申候事也
〔手伝い〕

一其後ハ何事に寄らす御手伝申立次第江戸為御登荷物才領また後作事屋人足之義都て御手伝にて相濟候事也

〔安永二年六月廿七日七家騒動〕

一安永二年六月廿七日明時過、御家老・侍頭七人登城之上、一通之御書立を以治憲公江御異見申上候由にて、夜五時過退去、依之御家中一統とりとりの沙汰有、物騒敷候処、七月朔日、御家中へ登城可仕旨被仰付、但七手組計り無其儀、

其外之組並ハ御仲間之通不残三手平番中共ニ不残諸役頭御扶持方役所役都て諸士不残平服にて惣登城被仰付、尤刻限に相成上ハ御賄被成下、但し握り飯に味噌少し相添是ハ戦場の格也、四方の御門ベリ固として内の御門江ハ大小姓・御中ヶ之間方兩人ツ、外御門へハ三手物頭より被仰付候事也、南御門ハ物頭登坂権右衛門、三手平番相固居候処、愚老罷越面談いたし候、尤御城内入候事ハ相成り候へとも出候事ハ不相成候、且又頭々の吟味を以名前書上有之夫々の御用被仰付、諸々御境口御境口へ三手より五三人ツ、被仰付、即刻路金御渡帰宅不致殿中より直々遠在まで罷越候、右ニ付て何れも途中あら町辺にて笠又ハ股引等相求候もの有之候ニ付、町家の者とも甚以不審いたし候事也、御殿御座敷向之義ハ諸番を始め少しも透間無之、其様子難尽筆紙事ニ候、又七人之面々ハ九時頃より千坂宅へ打寄居候処、七時半時過就御用何も登城致候様申参候処、若又七人の面々登城之義異儀ニ相及候ハ、御使番物頭之内人柄御撰を以罷越候而、是非是非引立て登城為致候様ニとの御手配り也、然ル処無異儀御請ニ而暮時前七人相揃罷出候処、北御門より入候処一同にハ不相成、忝人ツ、入候様ニと御門番相改忝人入候と三手平番のもの五人ツ、附添、玄関より入、待詰之間

へ屏風圍ニ入置、何れも急度附添居候、尤七人別々にして同断ニ附添居候、夫より於 御書院御落着、御書院ハ今ハ無之、御直々被 仰付、其方儀此度書立を以申出之趣、役目之者共江相尋候処、竹俣美作姦佞を以不政事之義も無之、己か非念を以讒を構ひ徒党を企て国家を騒かせ不忠の者ニ付、重き罪科にも可行之処、其段捨免半知取上、隠居閉門申渡す、又知行之内三百石取上隠居閉門又切腹申渡す、右何れも町奉行兩人案内にて三手より五人ツ、附添罷出、此段被仰達之上、夫々御請有之、切腹の兩人ハ最前之屏風圍ニ扣置

(配置図あり)

三手三拾人頭中

歳五十才

御家老半知隠居閉門 上同四十五 江戸家老御供下り之上也

千坂対馬 色部修理 切腹須田伊豆 侍頭長尾兵庫

清野内膳 平林藏人 切腹芋川縫殿

右之通御濟口被仰渡、則夜すくらにて切腹、介錯人須田平九郎、芋川文助兩人

共ニ大小姓末家ニ付御差図を以罷出ル、追而被 仰渡候次第

歳四十八縫殿父隠居 藏人父隠居 此兩人ハ内々ニ而訴人之由を以

芋川九兵衛 平林蔵右衛門 芋川長屋ニ而押籠被仰付 須田伊豆子共

三人右同所押籠嫡子ハ拾八才次男十三才三男八才外妻子一類江引取ル

一右朔日之夜八時過切腹相濟、夫より登城之面々七ツ半時頃何も相退候事

一御家中江無程御手扣を以為承知左之一通竹俣美作被相渡、尤登城之上御直々
被仰含

此度千坂対馬・色部修理・須田伊豆・長尾兵庫・清野内膳・芋川縫殿・平林蔵
人以上七人連判を以申上候者 御家督已来御仕置道甚た不宜、衆心相背候由、
此段ハ竹俣美作姦佞之謀計ニ被為闇 御國中皆以 上を恨ミ、御政事さミし申
故、大凡拾万人之内九万九千人者相背只姦佞の輩のミ相服候由、此外當時之文
武ハ御政事の害を生し候間、自今両道之御修行可為御無用之旨、無筋事共数ヶ
条之存寄一冊に相調ひ、七月廿七日、七人の者共相揃申上候、美作当職被召放
隠居被仰付、此外同人推挙の分ハ退身可被仰付由、此義早速御下知承知仕度由、
若不被遊御承知候ハ、七人のもの御役義難相勤候由、右両条御決定無之内ハ
御座席相退間敷由、七人挙而申上候、先以一札の始終不明白なる義ニ付ヶ条之

内於即席被遂御不審候処、御答分明ならず、されとも何も押て御下知を奉乞候、乍尔重き御取行被成御座候義ニ付、大殿様へ被遊御評判深々御思慮を被相尽候処、縦ひ今日之無事を被思召候とも、忠臣を以邪臣に替られ候時ハ、往々權を恣にし来日之社稷甚危被思召候、乍尔猶も御目附違有之哉と 御父子様御列座にて横目役の者とも不殘被召出、御仕置道不宜か人心不服か美作姦佞義も有之かと、七人の者とも差出候一冊を以被遊御尋候処、御仕置道不宜義も無之人心是不服義も無之美作姦佞の事も心付無之由、何も同様申上候、然者己か以非念讒を構へ、徒党を結ひ剩美作をハ出勤差留置ながら其身共、同廿八日より病氣を唱ひ出仕不致、御政事を為滞 御上を蔑にし、数代の御恵を令忘却候次第、不届至極不忠のもの共ニ付、時日を不廻御仕置可被仰付段、御父子様御相談被為決、去ル朔日晝美作登城被仰付、即夜七人もの共御仕置被仰付候事

右之通於御書院頭々被召出、組中為承知美作此手扣相渡ル

〔安永二年九月廿八日藁科立沢処罰〕

一同九月廿六日藁科立沢町奉行所へ被召出、御吟味右一件元立沢進めを以須田伊豆存立候義、段々文通伊豆闕所跡に罷出、御詮義之上白状ニ付、同廿八日御

仲之間医師筆頭有壁療庵宅におひて切腹、安江新六郎一類統を以介錯致し候事
立沢名跡相生孫右衛門三男御中之間医師芋川長屋ニて入籠、但芋川元長屋之内
江六ヶ所入籠 藁科立園

〔江戸表に七家騒動知らせ〕

一江戸表御家門様方江右為御知、大目附栗田吉左衛門、郡奉行長井庄左衛門為
御差登、段々御一類様方江細々■上候而、手扣をも差置早速下着いたし候事也
〔市川美濃七家騒動に加わらず〕

一其後被召上候御知行御返し被成下本知に相成ル、又曰七人の面々右之一件企
候上、同役侍頭市川美濃江御相談ニ相及候処、美濃挨拶御政事道何成とも不宜、
上を奉恨候と申義不存候、又竹俣美作姦佞なる事も無之義と存候、然ル上八手
前におひて不同意之段及挨拶、其後ハ病氣之由にて寄会之席江不罷出不致面談
も人数ニ不加候事、但其節之取沙汰にハ手元用人ニ小林何某とか申もの決して
人数に不相成様ニと申候由、其上市川美濃といふ人ハ前体愚鈍なる方の人故、
夫迄ニゞ七人の面々も打置候処適なる大手柄也

〔天明三年浅間山噴火〕

一天明三年七月四日朝辰刻より上州信州の大地震雷鳴のことし、砂石の降下ル事大雨に似たり、六日夜に至て殊に甚、七日白昼闇夜のことし岩石を飛シ、其近国諸所熟灰を降す、此時信州浅間嶽及草津山に燃出て烈火散乱し、八日未刻熟砂熟泥を涌出し利根川の水上に流溢シ、近国の諸村を漂没し民家破損す、人民及牛馬鳥獸魚鼈皆以飛亡す、凡地中に没落して漂死する、人民四万余人有、前代未聞の大変也、七日の夜より九日に至て江戸天曇て日光見へす、灰降る殊雪のことし、人家山林の樹木皆以白し、但右浅間嶽燃出熟灰降る候事ハ近国不及申、米沢までふり候事也、右ふり候灰を予か所にも少し後年咄の種に仕置也
〔文政二二年三月廿一日江戸大火〕

一文政二二年三月廿一日江戸大火、近来無之大火也、町数凡式百町余、家数之事ハ大名方町家何程といふ事知れず、土蔵の数八百三ヶ所橋の数八拾五ヶ所、焼亡人都合四千人余、外ニ溢死行衛不知もの数知れず、右ニ付諸人為御救ニ御扱小屋常磐橋を初め所々十ヶ所に懸ル、寄辺も無之ものハ右小屋の内に住居候事也、粥被成下候またハ飯も有之由、当御屋敷へも御出入之町人とも懸込候也、畠山様御類焼ニ付御物見御借請ニ付被為入布袋屋へ、御賄として式百人前ツ、

二日ヶ間被成下候、御屋敷へ懸込候町家の者共へ玄米壹俵ニ壹貫文ツ、被成候事也、大惣なる御物入ニ有之候事也

〔魔法使い〕

一寛文中綱憲公江戸御定詰の内、上方より魔法つかひ下り、諸大名方へ参り種々の不思議をいたし御慰みに罷成候、御当家様にもかものを御屋敷へ被召寄候て御書院の真中に箱壇を飾り四方に幣を立、其中に長さ一尺計成紙人形を一ツ立をき、既に加持を始んと致候処に、其年の番転安田兵庫御右筆勝候新右衛門きかぬ様にいたし見せられ候へと、側近く被相招密密被申様ハ、其方兼而稽古致候弓の法を以彼の魔法のきかぬ様にと兵庫ニ被申しかハ、如何と云ながら障子の陰に居寄て弓の法を行ひ候へ者、魔法の述是におされて少しも其の験なし、扱其時魔法つかひ御用人に向ひ申様ハ、御連座の外ニ障子の陰に見物の御衆中透見のもの御座候、耆人も不残御のけ可被下候、ヶ様に述のきかぬハ何様此法にさわるものも有之哉と存候と申候へハ、兵庫是を聞、不思議に思ひ、勝侯に被申様、もしや御慰ニ御奥とさめさせ候間、弓の法を被相止候へと有之ニ付新右衛門心得申候とて、取仕舞否、箱壇の中ニ立置候四の幣風も吹さるに

すりすりと動きわたり、後にハ四の幣大きにゆるき合組合候処に、箱の中なる
紙人形あゆミ出、列座の人々のひさもとを二三返廻り候ニ付而、諸人目を驚か
し人形のひさ元へ近付時ハ、不覺身を引おそろしけに見へし輩も有しと也

米沢大町

渡部廣榮